

路線名	区間	路線名	区間
〔略〕		〔同上〕	
五号	北海道寿都郡黒松内町字東川から同町字白井川まで	五号	北海道寿都郡黒松内町字東川から同町字白井川まで
〔略〕	郡余市町まで	〔同上〕	郡余市町まで
〔略〕	豊田市から本巣市まで	〔同上〕	豊田市から山県市まで
四百七十五号	岐阜県安八郡神戸町から同県養老郡養老町まで	四百七十五号	岐阜県安八郡神戸町から同県養老郡養老町まで
〔略〕	いなべ市から四日市市まで	〔同上〕	いなべ市から四日市市まで
〔一～四 略〕		〔一～四 同上〕	
備考 表中〔 〕の記載は注記である。		備考 表中〔 〕の記載は注記である。	

この告示は、令和七年三月二十二日から施行する。ただし、第一号の表四百七十五号の項の改正規定は、同年四月六日から施行する。

○法務省告示第一号

社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四十四条第一項第十三号の規定に基づき、社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件（平成十五年法務省告示第三号）の一部を次のように改正する。

令和七年三月二十一日

金融庁長官 井藤 英樹
法務大臣 鈴木 譲祐
財務大臣 加藤 勝信

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をいれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のよう改める。

改 正 後	改 正 前
〔略〕 名 称 所 在 地	〔同上〕 名 称 所 在 地
ステーム ストリー 英国 ロンドン市 ト メラスティーズ チャーチル プレイス リミテッド	ステーム ストリー 英国 ロンドン市 ト メラスティーズ チャーチル プレイス リミテッド
二十	十一

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	備考 表中の〔 〕の記載は注記である。
○法務省告示第六十四号 公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。	○法務省告示第六十五号 左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。
令和七年三月二十一日	令和七年三月二十一日
法務大臣 鈴木 譲祐 上杉 英司	法務大臣 鈴木 譲祐 上杉 英司
住所 大阪市福島区福島5丁目6番38-1806号 金吉文 平成2年6月19日生	住所 大阪市福島区福島5丁目6番38-1806号 金吉文 平成2年6月19日生
住所 東京都北区東十条4丁目5番3-202号 ティン・ティン・スワイ 平成5年10月30日生	住所 東京都北区東十条4丁目5番3-202号 ティン・ティン・スワイ 平成5年10月30日生
住所 千葉県四街道市みのり町18番地5 鈴鹿鳳 昭和59年3月2日生	住所 横浜市保土ヶ谷区岩井町468番地2 鴻蕙民 昭和38年7月12日生
住所 横浜市神奈川区當田町799番地 シアン・ラーヴィット 平成8年11月4日生	住所 愛知県半田市有楽町6丁目156番地 鈴鹿鳳 昭和46年2月7日生
住所 岐阜市正木中4丁目11番10号 朝珠瞳 平成11年3月7日生	住所 千葉県四街道市みのり町18番地5 サロズ・クマル・ギミレ 平成4年10月27日生

住所 香川県高松市香南町由佐373番地17
マイケル・ジェイ・アシグラド・シマブコロ
平成6年9月16日生

住所 福島県石川郡石川町字立ヶ岡370番地
崔琦 昭和45年10月19日生

劉雨那 平成20年6月27日生

住所 秋田市雄和椿川字奥椿岱194番地20
劉雨佳 平成15年6月1日生

住所 茨城県鹿嶋市大字鉢形1496番地21
張麻美 昭和47年12月28日生

住所 群馬県邑楽郡大泉町仙石4丁目29番5号
マリアナ・チエミ・メルリ・カルラ 平成10年7月11日生
ノア・カルラ 令和2年8月11日生

住所 長崎県佐世保市権常寺1丁目1番2号
モハン・シレスタ 平成2年1月25日生

アンジャナ・サヒ 平成3年3月24日生

アリフ・シレスタ 令和5年11月22日生

住所 千葉県習志野市花咲1丁目20番13号
アニル・セレスタ 平成6年8月13日生

住所 埼玉県川口市南鳩ヶ谷4丁目32番1号
レヌ・シュレスタ 昭和61年5月20日生

レゾン・シュレスタ 令和3年8月11日生

住所 大阪市天王寺区玉造元町8番4-3001号
金明子 昭和17年9月10日生

住所 大阪市西成区旭1丁目3番10号
邊公郁 昭和54年4月23日生

邊有里 昭和56年6月14日生

住所 大阪府門真市北島町30番8号
朴祐音 平成7年12月3日生

住所 大阪市北区長柄東2丁目5番3-208号
金信子 昭和39年4月15日生

宋忠生 平成11年2月21日生

宋浩徳 平成15年9月19日生

住所 大阪市東住吉区鷹合1丁目2番1号
張建妹 昭和56年10月5日生

住所 大阪府泉佐野市松原3丁目3番1-402号
陸兆達 昭和40年10月25日生

陸一心 平成23年2月1日生

住所 大阪府東大阪市花園西町1丁目8番6号
康孝行 平成4年10月19日生

住所 東京都豊島区駒込1丁目41番15-606号
阿娜爾 昭和62年10月9日生

住所 大阪市東住吉区田辺1丁目5番1号
韓忠相 昭和56年12月19日生

住所 東京都中野区弥生町1丁目33番5-113号
梁貞美 昭和59年3月2日生

住所 相模原市中央区田名7363番地2
ミフタホル・ジャンナト 平成30年6月6日生

サジドル・アラム 令和3年1月18日生

住所 神奈川県厚木市金田260番地9
孫敏成 昭和58年12月23日生

住所 横浜市港南区上大岡東1丁目33番5号
グエン・ビン・アン 平成11年6月2日生

住所 横浜市中区打越40番地2
王晨熹 昭和62年7月20日生

住所 千葉市稻毛区長沼町261番地2
崔新亮 昭和54年2月10日生

牟永華 昭和54年6月27日生

崔真希 平成24年1月25日生

住所 千葉県成田市江井須200番地1
ウルミラ・チンテアル 昭和61年6月19日生

住所 静岡県湖西市鷺津2632番地
ナタン・ジョゼ・ロドリゲス・ダテ 平成4年3月20日生

住所 静岡県掛川市中5600番地1
郭子豪 平成18年7月20日生

住所 福岡市東区美和台7丁目4番11号
沈嘯 昭和61年11月10日生

住所 東京都練馬区練馬3丁目21番12号
スルタン・マハフズ・モケム 平成5年11月6日生

住所 東京都港区三田4丁目19番17-404号
ズーバー・キヨミ・モリ 昭和41年4月20日生

住所 東京都豊島区池袋本町3丁目31番14-902号
胡頤 平成2年2月12日生

住所 千葉県市川市欠真間2丁目16番12-413号
倪詩昌 平成2年6月9日生

住所 さいたま市北区本郷町1256番地46
李明花 昭和49年3月29日生

住所 埼玉県所沢市東所沢2丁目10番地5
ディネシュ・ラナバト 昭和60年9月14日生

シリディ・ラナバト 令和5年3月19日生

住所 埼玉県久喜市南2丁目2番35号
サラスワティ・ガズレル 平成3年11月14日生

住所 さいたま市浦和区常盤8丁目14番24-802号
アキラ・トモリ 昭和50年2月6日生

住所 埼玉県新座市新堀2丁目16番18号
徐温齊 平成8年6月27日生

住所 埼玉県所沢市星の宮2丁目6番4-305号
李昌軍 昭和51年9月11日生

李卓真 平成16年8月17日生

李香澄 平成23年4月18日生

住所 大阪府和泉市万町95番地1
ルアナ・ユリ・アサイ・フジタ 平成15年10月1日生

住所 東京都江戸川区小松川1丁目2番3-904号
何成偉 昭和53年12月7日生

何群一 平成23年8月25日生

何群天 平成25年2月5日生

住所 福岡県飯塚市横田1番地7
黄茶美 平成10年8月22日生

住所 福岡市東区箱崎3丁目26番10-202号
王斐然 昭和61年6月22日生

住所 広島県安芸郡府中町浜田4丁目6番8-207号
金守惠 昭和38年4月16日生

住所 東京都足立区千住河原町37番5-1302号
周琛 平成3年8月16日生

索米亞 平成元年8月14日生

住所 三重県桑名市大字和泉370番地1
スザン・カルキ 平成4年8月3日生

○厚生労働省告示第61号
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第三号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品（平成二十六年厚生労働省告示第一百五十五号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月21日

住所 東京都八王子市長沼町810番地1
タティアナ・ソト・マヌエット 昭和58年8月9日生

住所 東京都江戸川区北小岩6丁目44番8号
マイケル・パンゲツ 平成3年11月18日生

住所 東京都豊島区北大塚2丁目23番7号
姜紀成 平成7年1月7日生

住所 東京都豊島区北大塚2丁目23番7号
姜紀正 平成13年8月18日生

住所 東京都府中市幸町2丁目38番地25
李雄臣 昭和63年6月2日生

○財務省告示第70号
所得税法（昭和四十年法律第113号）第七十八条第二項第二号及び法人税法（昭和四十年法律第34号）第三十七条第三項第二号の規定に基づき、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（昭和四十年五月大蔵省告示第百五十九号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月21日

財務大臣 加藤勝信
引表公益社団法人「令和七年国際園芸博覧会協会（神奈川県横浜市中区住吉町1丁目十三番地松村ビル本館）の現中「令和七年三月二十一日」を「令和八年三月二十一日」に改める。

令和八年三月二十一日

厚生労働大臣 福岡資廣
（傍縁部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品は、次に掲げる医薬品とする。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品は、次に掲げる医薬品とする。
一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号イ又はロに掲げる医薬品であつて、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤	一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号イ又はロに掲げる医薬品であつて、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤
(1) (10) (略)	(1) (10) (略)

九 (1145) (略)	(1) (1244) (削る) (略)	(1) (1144) (略)	改 正 後		改 正 前		厚生労働大臣 福岡 資廣 (傍線部分は改正部分)	
			改 正 後		改 正 前			
九 (1146) (略)	(1) (1245) (ラベプラゾール) (略)	(1) (1144) (略)	八 次に掲げるもの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く。）ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあっては、次に掲げるものに限る。	八 次に掲げるもの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く。）ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあっては、次に掲げるものに限る。	一 次に掲げる医薬品（専ら疾病的診断に使用されることが目的とされている医薬品であつて、人の身体に直接使用されることのないものを除く。）	一 次に掲げる医薬品（専ら疾病的診断に使用されることが目的とされている医薬品であつて、人の身体に直接使用されることのないものを除く。）	一〇 厚生労働省告示第六十三号 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十九条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次の表のように改正する。ただし、ラベプラゾール、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤であつて、令和七年九月二十日以前に現に存し、かつ、その添付する文書に同項の規定により厚生労働大臣が指定する医薬品（以下「処方箋医薬品」という。）である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包（内袋を含む。）に処方箋医薬品である旨の表示のあるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、同法第五十四条（第一号）に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。	令和七年三月二十一日

九 (1145) (略)	(1) (1244) (削る) (略)	(1) (1144) (略)	改 正 後		改 正 前		○農林水産大臣 江藤 拓 (傍線部分は改正部分)	
			改 正 後		改 正 前			
九 (1146) (略)	(1) (1245) (ラベプラゾール) (略)	(1) (1144) (略)	八 次に掲げるもの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く。）ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあっては、次に掲げるものに限る。	八 次に掲げるもの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く。）ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあっては、次に掲げるものに限る。	一 次に掲げる医薬品（専ら疾病的診断に使用されることが目的とされている医薬品であつて、人の身体に直接使用されることのないものを除く。）	一 次に掲げる医薬品（専ら疾病的診断に使用されることが目的とされている医薬品であつて、人の身体に直接使用されることのないものを除く。）	一〇 厚生労働省告示第六十三号 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十九条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次の表のように改正する。ただし、ラベプラゾール、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤であつて、令和七年九月二十日以前に現に存し、かつ、その添付する文書に同項の規定により厚生労働大臣が指定する医薬品（以下「処方箋医薬品」という。）である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包（内袋を含む。）に処方箋医薬品である旨の表示のあるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、同法第五十四条（第一号）に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。	令和七年三月二十一日

九 (1145) (略)	(1) (1244) (削る) (略)	(1) (1144) (略)	改 正 後		改 正 前		○農林水産大臣 江藤 拓 (傍線部分は改正部分)	
			改 正 後		改 正 前			
九 (1146) (略)	(1) (1245) (ラベプラゾール) (略)	(1) (1144) (略)	八 次に掲げるもの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く。）ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあっては、次に掲げるものに限る。	八 次に掲げるもの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く。）ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあっては、次に掲げるものに限る。	一 次に掲げる医薬品（専ら疾病的診断に使用されることが目的とされている医薬品であつて、人の身体に直接使用されることのないものを除く。）	一 次に掲げる医薬品（専ら疾病的診断に使用されることが目的とされている医薬品であつて、人の身体に直接使用されることのないものを除く。）	一〇 厚生労働省告示第六十三号 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十九条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次の表のように改正する。ただし、ラベプラゾール、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤であつて、令和七年九月二十日以前に現に存し、かつ、その添付する文書に同項の規定により厚生労働大臣が指定する医薬品（以下「処方箋医薬品」という。）である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包（内袋を含む。）に処方箋医薬品である旨の表示のあるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、同法第五十四条（第一号）に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。	令和七年三月二十一日

○国土交通省告示第百九十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年三月二十一日

国土交通大臣 中野 洋昌

二 一 施行者の名称 国土交通大臣 中野 洋昌
 二 二 施行者の種類及び名称 都市計画事業の種類及び名称 松山広域都市計画道路事業 1・4・1 自動車専用松山外環状線

三 一 事業施行期間 自平成二十一年十一月二十日
 四 至令和十四年三月三十一日

四 一 事業地 収用の部分 変更なし
 四 二 事業地 使用の部分 変更なし
 五 一 事業地 収用の部分 変更なし
 五 二 事業地 使用の部分 変更なし

○国土交通省告示第百九十八号
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年三月二十一日

国土交通大臣 中野 洋昌

二 一 施行者の名称 国土交通大臣 中野 洋昌
 二 二 施行者の種類及び名称 都市計画事業の種類及び名称 松山広域都市計画道路事業 3・2・3 来住金戸線

三 一 事業施行期間 自平成二十一年十一月二十日
 四 至令和十四年三月三十一日

四 一 事業地 収用の部分 変更なし
 四 二 事業地 使用の部分 変更なし

○国土交通省告示第百九十九号
 砂防法（明治三十一年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和九年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十一年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき告示する。

令和七年三月二十一日

国土交通大臣 中野 洋昌

一 一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称 芦洞沢

11 砂防法第二条の土地の表示

長野県駒ヶ根市中沢の区域内の土地のうち、次の一点から十五点までを順次結んだ線及び一点と十五点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	35°44' 01.2548"	137°59' 29.0496"
2	35°44' 03.4583"	137°59' 32.9447"
3	35°44' 03.5179"	137°59' 34.2914"
4	35°44' 02.4975"	137°59' 34.3379"
5	35°44' 02.7870"	137°59' 35.5099"
6	35°44' 03.6147"	137°59' 35.7678"
7	35°44' 05.0719"	137°59' 34.5744"
8	35°44' 08.0073"	137°59' 35.5078"
9	35°44' 07.8826"	137°59' 36.1104"
10	35°44' 06.6903"	137°59' 35.8294"
11	35°44' 05.7786"	137°59' 35.3184"
12	35°44' 05.1676"	137°59' 35.3634"
13	35°44' 04.0971"	137°59' 36.3884"
14	35°44' 03.2989"	137°59' 36.6031"
15	35°44' 01.7205"	137°59' 35.9277"
16	35°44' 01.3959"	137°59' 36.6793"
17	35°44' 01.1282"	137°59' 38.0577"
18	35°44' 01.6789"	137°59' 40.4307"
19	35°44' 02.1355"	137°59' 41.5243"
20	35°44' 01.7044"	137°59' 41.7821"
21	35°44' 00.0678"	137°59' 40.0924"
22	35°43' 59.3231"	137°59' 34.2094"
23	35°43' 59.9852"	137°59' 30.6119"

○国土交通省告示第百一号

砂防法（明治三十一年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和九年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十一年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき告示する。

令和七年三月二十一日

国土交通大臣 中野 洋昌
 一 一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称 北沢川

11 砂防法第二条の土地の表示

長野県駒ヶ根市中沢の区域内の土地のうち、次の一点から二十三点までを順次結んだ線及び一点と二十三点を結んだ線に囲まれた土地の区

11 砂防法第二条の土地の表示

長野県駒ヶ根市中沢の区域内の土地のうち、次の一点から二十一点までを順次結んだ線及び一点と二十一点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	35°44' 01.2548"	137°59' 29.0496"
2	35°44' 03.4583"	137°59' 32.9447"
3	35°44' 03.5179"	137°59' 34.2914"
4	35°44' 02.4975"	137°59' 34.3379"
5	35°44' 02.7870"	137°59' 35.5099"
6	35°44' 03.6147"	137°59' 35.7678"
7	35°44' 05.0719"	137°59' 34.5744"
8	35°44' 08.0073"	137°59' 35.5078"
9	35°44' 07.8826"	137°59' 36.1104"
10	35°44' 06.6903"	137°59' 35.8294"
11	35°44' 05.7786"	137°59' 35.3184"
12	35°44' 05.1676"	137°59' 35.3634"
13	35°44' 04.0971"	137°59' 36.3884"
14	35°44' 03.2989"	137°59' 36.6031"
15	35°44' 01.7205"	137°59' 35.9277"
16	35°44' 01.3959"	137°59' 36.6793"
17	35°44' 01.1282"	137°59' 38.0577"
18	35°44' 01.6789"	137°59' 40.4307"
19	35°44' 02.1355"	137°59' 41.5243"
20	35°44' 01.7044"	137°59' 41.7821"
21	35°44' 00.0678"	137°59' 40.0924"
22	35°43' 59.3231"	137°59' 34.2094"
23	35°43' 59.9852"	137°59' 30.6119"

○国土交通省告示第百一号

砂防法（明治三十一年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和九年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十一年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき告示する。

令和七年三月二十一日

国土交通大臣 中野 洋昌

11 砂防法第二条の土地に係る河川の名称

長野県駒ヶ根市中沢の区域内の土地のうち、次の一点から二十一点までを順次結んだ線及び一点と二十一点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	35°43' 49.2426"	137°59' 31.9833"
2	35°43' 49.6934"	137°59' 34.8122"
3	35°43' 50.6434"	137°59' 36.8294"
4	35°43' 50.8217"	137°59' 38.1257"
5	35°43' 51.0107"	137°59' 38.5224"
6	35°43' 51.4612"	137°59' 41.0664"
7	35°43' 51.0739"	137°59' 41.4040"
8	35°43' 49.9574"	137°59' 38.8060"
9	35°43' 48.0083"	137°59' 37.2613"
10	35°43' 47.5162"	137°59' 35.9654"
11	35°43' 48.0721"	137°59' 34.6880"
12	35°43' 48.1652"	137°59' 31.4650"

国会事項

衆議院

衆議院憲法審査会規程の一部を改正する規程

衆議院憲法審査会規程の一部を改正する規程は、三月十八日次のとおり議決された。

衆議院憲法審査会規程の一部を改正する規程

衆議院憲法審査会規程（平成二十一年六月十一日議決）の一部を次のように改正する。

第十八条中「出頭」の下に「（情報通信技術を用する方法による出頭を含むものとする）」を加える。

議案提出

三月十八日委員長から提出した議案は次のとおりである。

地域人口の急減に対処するための特定地域づく

り事業の推進に関する法律の一部を改正する法

律案（総務委員長提出）

議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する

法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長

提出）

棚田地域振興法の一部を改正する法律案（農林

水産委員長提出）

山村振興法の一部を改正する法律案（農林水産

委員長提出）

衆議院憲法審査会規程の一部を改正する規程案

（議院運営委員長提出）

又同日内閣から提出した議案は次のとおりであ

る。

令和六年度一般会計原油価格・物価高騰対策及

び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及

び各省各所管使用調書（その1）

令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省

各所管使用調書（その2）

令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省

各所管使用調書（その3）

令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省

各所管使用調書（その4）

令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省

各所管使用調書（その5）

令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省

各所管使用調書（その6）

令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省

各所管使用調書（その7）

令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省

各所管使用調書（その8）

令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省

各所管使用調書（その9）

令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省

各所管使用調書（その10）

令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省

各所管使用調書（その11）

令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省

各所管使用調書（その12）

令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省

各所管使用調書（その13）

令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省

各所管使用調書（その14）

令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省

各所管使用調書（その15）

令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省

各所管使用調書（その16）

令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省

各所管使用調書（その17）

令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省

各所管使用調書（その18）

外免切替制度の懸念と国際免許の制度的抜け穴に関する質問主意書（吉川里奈提出）

中国大使等による地方自治体への不当な圧力に

関する質問主意書（松原仁提出）

しない」経緯に関する質問に対する答弁書

衆議院議員杉村慎治提出著作権法第三十条の四

の合憲性に関する質問に対する答弁書

衆議院議員ハ幡愛提出ディープフェイク技術を

悪用した性的コンテンツに関する質問に対する

答弁書

衆議院議員大西健介提出公営五競技における利

用者へのボイント付与がもたらす諸課題に関する

質問に対する答弁書

衆議院議員屋良朝博提出沖縄における米兵によ

る質問に対する答弁書

令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省

各所管使用調書（その1）（承諾を求める件）

令和六年度一般会計原油価格・物価高騰対策及

び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及

び各省各所管使用調書（その2）

令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省

各所管使用調書（その3）

令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省

各所管使用調書（その4）

令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省

各所管使用調書（その5）

令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省

各所管使用調書（その6）

令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省

各所管使用調書（その7）

令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省

各所管使用調書（その8）

令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省

各所管使用調書（その9）

令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省

各所管使用調書（その10）

令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省

各所管使用調書（その11）

令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省

各所管使用調書（その12）

令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省

各所管使用調書（その13）

令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省

各所管使用調書（その14）

令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省

各所管使用調書（その15）

令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省

各所管使用調書（その16）

令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省

各所管使用調書（その17）

令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省

各所管使用調書（その18）

議案受領（予備審査）

三月十八日内閣から次の議案が送付された。

令和六年度一般会計原油価格・物価高騰対策及

び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及

び各省各所管使用調書（その1）

令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省

各所管使用調書（その2）

令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省

各所管使用調書（その3）

令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省

各所管使用調書（その4）

令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省

各所管使用調書（その5）

令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省

各所管使用調書（その6）

令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省

各所管使用調書（その7）

令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省

各所管使用調書（その8）

令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省

各所管使用調書（その9）

令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省

各所管使用調書（その10）

令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省

各所管使用調書（その11）

令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省

各所管使用調書（その12）

令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省

各所管使用調書（その13）

令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省

各所管使用調書（その14）

令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省

各所管使用調書（その15）

令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省

各所管使用調書（その16）

令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省

各所管使用調書（その17）

令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省

各所管使用調書（その18）

令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省

各所管使用調書（その19）

令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省

各所管使用調書（その20）

令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省

各所管使用調書（その21）

令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省

各所管使用調書（その22）

令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省

各所管使用調書（その23）

令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省

各所管使用調書（その24）

報告書受領

三月十八日内閣から、災害時等における船舶を

活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律

第六条第三項の規定に基づく災害時等における船

舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する船

人事異動

（九州管区警察局情報通信部長）

警察庁技官

安部 真

（関東管区警察局千葉県情報通信部長）

中田 光一

（九州管区警察局情報通信部長）

原田 祐平

（近畿管区警察局情報通信部長）

安部 真

（関東管区警察局千葉県情報通信部長）

中田 光一

（九州管区警察局情報通信部長）

原田 祐平

（近畿管区警察局情報通信部長）

安部 真

官 庁 報 告

官厅事項

人事交流を希望する民間企業の公募

防衛省は、国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成11年法律第224号。以下「法」という。）第24条第1項において準用する法第6条第1項の規定により、令和7年度において人事交流を希望する民間企業を次のとおり公募します。

令和7年3月21日 防衛大臣 中谷 元

1 応募できる民間企業
株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、信用金庫及び相互会社

2 応募手続

(1) 交流派遣（防衛省から民間企業へ派遣）に係る職員を受け入れることを希望する民間企業は、次に掲げる交流派遣に関する条件を記載した書類を提出する。

① 交流派遣を希望する防衛省の職員の年齢及び必要な経験

② 交流派遣を希望する防衛省の職員の当該民間企業における地位及び業務内容

③ 労働契約の期間

④ 交流派遣による受入れを希望する防衛省の職員の当該民間企業における賃金、労働時間その他の労働条件

⑤ ①から④までに掲げるもののほか、当該民間企業が必要と認める条件

(2) その雇用する従業員が交流採用（民間企業から防衛省に採用（ただし、自衛官としての交流採用は行わない。））をされることを希望する民間企業は、次に掲げる交流採用に関する条件を記載した書類を提出する。

① 交流採用を希望する民間企業の従業員の年齢及び経歴

② 交流採用を希望する民間企業の従業員の防衛省における希望職務内容

③ 任用期間

④ 交流採用に当たって当該民間企業との雇用関係の継続を希望するか否かの別

⑤ ①から④までに掲げるもののほか、当該民間企業が必要と認める条件

3 応募に関する問い合わせ先及び書類提出先
防衛省人事教育局人事計画・補任課
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1
電話番号：03-3268-3111（代表）（内線23553）

勞 僱

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の薦について

今般、愛媛労働局の関係事業主を代表する者森隆史の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第3条及び労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令（昭和31年政令第248号）第2条第1項の規に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指いたしたいので、資格がある事業主の団体は、記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

令和7年3月21日

厚生労働大臣 福岡 資麿
記

- 1 推薦資格 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第3条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業の事業主が加入している事業主の主体であって、愛媛労働局の管轄区域内に組織有するものであること。
 - 2 推荐手続 推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書2頁を添えて提出すること。

最低工賃の改正決定に関する公表

栃木労働局最低工賃公示第1号

「室内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、栃木県衣服製造業最低工賃（平成21年栃木労働局最低工賃公示第1号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第1項の規定により公示する。

令和7年3月21日

栃木労働局長 川口 秀人

第3号の表中、次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じた金額欄に掲げる金額を次のように改める。

品目	工 程	規 格	金 額
男背 子広 既上 製衣 洋服	ボタン付け	小ボタン（4つ穴）根巻きなし	1個につき 12円
	わき裏まつり（わきの一部分について行うものに限る。）	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1枚につき 48円
	すそ裏まつり（すそ裏の一部分について行うものに限る。）	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1枚につき 55円
	パンツ止め	2本糸で×印しつけ止め	1か所につき 10円

- 3 推薦締切日 令和7年4月1日
4 推薦書及び添付書類提出先 愛媛労働局労働
基準部労災補償課
様式

令和 年 月 日

厚生労働大臣 願

団体名及びその代表者名

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備考

注)1 所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入すること。

2 略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

(備考)

- 1 提出部数は正副2通とすること。
 - 2 履歴書2通を添付すること。

婦既人製・洋子服供	見返し星入れ	針目が3センチメートル間隔に3針以上	10センチメートルにつき 18円
	肩パット付け	2個1組	1組につき 40円

附 則

この公示は、令和7年4月21日から効力を生ずる。

千葉労働局最低工賃公示第1号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、千葉県婦人既製洋服製造業最低工賃（平成21年千葉労働局最低工賃公示第1号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第1項の規定により公示する。

令和7年3月21日

千葉労働局長 岩野 剛

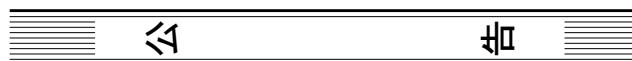
千葉県婦人既製洋服製造業最低工賃

- 適用する家内労働者 千葉県の区域内で婦人既製洋服製造業に係る上衣、ワンピース、コート、スカート又はスラックスのまとめの業務に従事する家内労働者
- 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 第1号の家内労働者に係る最低工賃額 次の表の左欄に掲げる工程及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、右欄に掲げる金額。ただし、金額欄中に表示されている単位と異なる長さで委託する場合の工賃額については、1センチメートル当たりに換算した額とする。この場合、1センチメートル未満及び金額円未満については、これを四捨五入するものとする。

工 程	規 格	金 額
身返し端まつり（千鳥）	針目が3センチメートル間隔に5針以上	3センチメートルにつき 10円
身返し星入れ	針目が3センチメートル間隔に3針以上	10センチメートルにつき 14円
すそまつり	針目が3センチメートル間隔に4針以上	20センチメートルにつき 12円
スナップ付け		1組につき 14円
かぎホック付け	ウエスト用	1組につき 24円
	ウエスト用以外	1組につき 19円
ボタン付け	根巻きあり、力ボタンあり	1個につき 16円
	根巻きあり、力ボタンなし	1個につき 10円
	根巻きなし、力ボタンなし	1個につき 7円
鎖糸ループ付け	鎖糸ループ作りを含む	1か所につき 10円
	鎖糸ループを含まない	1か所につき 3円
ペント止め	×印しつけ止め	1か所につき 12円
ペントまつり	針目が3センチメートル間隔に7針以上	10センチメートルにつき 14円
プリーツしつけ	×印しつけ止め	1か所につき 15円

見返し裏まつり	針目が3センチメートル間隔に4針以上	10センチメートルにつき 21円
そで付け裏まつり	針目が3センチメートル間隔に7針以上	10センチメートルにつき 14円
そで口裏まつり		10センチメートルにつき 19円
ファスナー裏まつり		10センチメートルにつき 12円
襟付けまつり		10センチメートルにつき 9円
ウエスト裏まつり		20センチメートルにつき 24円
肩パット付け		1組につき 27円
カフス付け	カフスカバーまつりかんぬき止め	1枚につき 66円
襟付け	えりカバーまつりかんぬき止め	1枚につき 29円
襟づり止め		1枚につき 10円
糸くず取り		1枚につき 21円

4 効力発生の日 令和7年4月20日



諸 摘 項

公 示 送 達

特許法第191条第1項（実用新案法第55条第2項、意匠法第68条第5項及び商標法第77条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり公示する。

送達を受けるべき者

送達する書類

住 所	氏 名	事 件 の 表 示	書 類 名
大阪府大阪市大正区小林東三丁目14番17号	皓月株式会社	商願2023-026591	出願却下の処分の謄本
福岡県北九州市小倉北区富野台1-10	今吉 将之	意願2023-023008	出願却下の処分の謄本
東京都渋谷区恵比寿1-21-8-305	五十嵐 文桜	商願2024-054399	拒絶理由通知書
東京都中央区銀座1-20-15	前田 東ケ沢 栄助	商願2023-081355	拒絶査定の謄本
8 Pinhas Sapir Street, 7403631 Nes Ziona (IL)	ULTRASIGHT LTD	意願2023-502063	拒絶査定の謄本
ul. Admiral Zhiltsov, 3 sq. 13, Ivan-teevka RU-141280 Moscow re-gion (RU)	Bogatyrev Vasily Alexandrovich	国際登録番号 1580925	登録査定の謄本

pr—kt Lenina, 16, litera A, of. 216, g. Kronshtadt RU—197760 Sankt—Peterburg (RU)

Composer Kasyanov str., 10, app. 97, Nizhniy Novgorod RU—603163 Nizhniy Novgorod region (RU)

中華人民共和国浙江省寧波市▲いん▼州区首南街道人才公寓1幢1304室

アメリカ合衆国 カリフォルニア 94158, サンフランシスコ, オー ウェンズ ストリート 1700, ス イート 405

8th Floor, Tagliaferro Business Centre SLM 1551 Sliema (Malta)

台湾高雄市三民区本元里秋元街16巷 10之1号

アメリカ合衆国10014ニューヨーク 州ニューヨーク、セカンド・フロア、ウェスト・フォーティーンス・ストリート410

アメリカ合衆国10014ニューヨーク 州ニューヨーク、セカンド・フロア、ウェスト・フォーティーンス・ストリート410

中華人民共和国浙江省東陽市東陽經濟開發区長松崗功能区曙光街999号

Centre of building materials and technologies «INFOSMIT» Limited liability company

Zaretskii Vladimir Evgen'evich

于曉

ドライバー、インコーポレイテッド

Esprom Limited

林東信

バター アイビーエッ チ エルエルシー

バター アイビーエッ チ エルエルシー

東陽市欧思睦環保科技有限公司

国際登録番号 拒絶査定の謄本 1711080

国際登録番号 拒絶査定の謄本 1714998

異議2022—900286 異議の決定の謄本

取消2023—300881 審決の謄本

取消2023—670024 審決の謄本

取消2024—300172 審決の謄本

取消2024—300469 請求書副本の送達通知

取消2024—300470 請求書副本の送達通知

取消2024—300615 請求書副本の送達通知

上記の書類は、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和7年3月21日

特許庁長官

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年(家)第12号

山梨県富士吉田市下吉田2丁目19番11号
申立人 都留信用組合

本籍山梨県都留市平栗800番地、最後の住所山梨県都留市平栗800番地1、死亡の場所山梨県都留市、死亡年月日令和6年8月29日、出生の場所山梨県都留市、出生年月日昭和23年12月11日、職業無職

被相続人 亡 奥秋 富弘

山梨県甲府市宝2丁目3番4号 内田法律事務所

相続財産清算人 弁護士 内田 清

催告期間満了日 令和7年9月30日

甲府家庭裁判所都留支部

事務所兵庫県小野市王子町22番地1ニーズハイツ王子103号 弁護士法人菜の花支所 菜の花小野法律事務所

相続財産清算人 弁護士 堀 徳嗣

催告期間満了日 令和7年9月30日
神戸家庭裁判所社支部

令和7年(家)第10002号

和歌山県東牟婁郡古座川町高瀬202番地
申立人 岩崎維久子

本籍和歌山県東牟婁郡古座川町高池927番地1、最後の住所和歌山県東牟婁郡古座川町高池927番地の1、死亡の場所和歌山県東牟婁郡古座川町、死亡年月日令和4年12月30日、出生の場所和歌山県東牟婁郡古座町、出生年月日昭和35年10月20日、職業会社員

被相続人 亡 山口 雅司

事務所和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬713番地の2

相続財産清算人 弁護士 中松 村夫
催告期間満了日 令和7年9月30日
和歌山家庭裁判所田辺支部

令和7年(家)第47号

香川県高松市屋島西町2454番地2
申立人 片岡幸一郎

本籍香川県高松市福岡町1丁目475番地1、最後の住所香川県高松市屋島西町1584番地1、死亡の場所香川県さぬき市、死亡年月日令和6年12月21日、出生の場所香川県高松市、出生年月日昭和8年2月25日、職業無職

被相続人 亡 平野 熙子

香川県高松市丸の内7—20丸の内ファイビル5階 岡義博法律事務所

相続財産清算人 岡 義博
催告期間満了日 令和7年9月30日
高松家庭裁判所

令和7年(家)第1007号

高知市宇津野20番地116

申立人 玉木 麻子

本籍高知県南国市大塙乙1040番地、最後の住所高知県南国市大塙乙1039番地の4、死亡の場所高知県高知市、死亡年月日令和4年10月30日、出生の場所高知県高知市、出生年月日昭和31年7月23日、職業不明

被相続人 亡 松木 剛毅

事務所高知市大川筋2丁目3番26号

相続財産清算人 司法書士 森田麻紀子
催告期間満了日 令和7年10月1日
高知家庭裁判所

令和7年(家)第40024号

札幌市豊平区中の島2条10丁目4番地1

申立人 東カン中の島パークサイドマンション
管理組合法人

本籍北海道札幌市南区澄川5条3丁目10番、最後の住所札幌市豊平区中の島2条10丁目3番4—217号、死亡の場所北海道札幌市豊平区、死亡年月日推定令和2年5月5日、出生の場所北海道釧路市、出生年月日昭和31年7月31日、職業不明

被相続人 亡 斎藤 雅幸

事務所札幌市中央区大通西14丁目1番地13北日本南大通ビル3階 西博和法律事務所

相続財産清算人 弁護士 西 博和
催告期間満了日 令和7年10月24日
札幌家庭裁判所

令和7年(家)第40040号

札幌市中央区南11条西22丁目2番8号

申立人 旭ヶ丘みたかマンション管理組合
本籍北海道札幌市中央区旭ヶ丘1890番地、最後の住所札幌市中央区南11条西22丁目2番8—402号、死亡の場所北海道札幌市中央区、死亡年月日令和6年10月26日、出生の場所北海道札幌市、出生年月日昭和22年6月7日、職業無職

被相続人 亡 高橋 裕治

札幌市中央区大通西11丁目4番地登記センタービル4階 ちくま法律事務所

相続財産清算人 弁護士 竹間 朗子
催告期間満了日 令和7年10月20日
札幌家庭裁判所

令和7年(家)第2002号

仙台市太白区四郎丸字田中30—28

申立人 岡田 純子

本籍山形県天童市大字矢野目1518番地、最後の住所山形県天童市大字矢野目2039番地、死亡の場所山形県天童市、死亡年月日令和6年7月8日、出生の場所山形県天童市、出生年月日昭和42年9月30日、職業無職

被相続人 亡 奥山 孝宏

山形市旅籠町3丁目5番3号 阿部総合法律事務所

相続財産清算人 阿部 凌大
催告期間満了日 令和7年10月15日
山形家庭裁判所

令和6年(家)第6112号

茨城県稲敷郡河内町源清田1183番地

申立人 河内町長 野澤 良治

本籍茨城県稲敷郡河内町布鎌422番地、最後の住所茨城県稲敷郡河内町布鎌422番地、死亡の場所茨城県稲敷郡美浦村、死亡年月日令和5年12月5日、出生の場所茨城県稲敷郡河内町、出生年月日昭和7年9月7日、職業不明

被相続人 亡 岡沢あさ子

茨城県龍ヶ崎市佐貫1丁目16番地3

相続財産清算人 江橋 慧

催告期間満了日 令和7年10月31日

水戸家庭裁判所龍ヶ崎支部

令和7年(家)第80042号

埼玉県さいたま市緑区大字間宮597番地

申立人 佐々木治美

本籍埼玉県さいたま市緑区大字間宮594番地、最後の住所埼玉県さいたま市緑区大字間宮575番地5、死亡の場所埼玉県さいたま市緑区、死亡年月日令和6年5月22日、出生の場所埼玉県北足立郡大門村、出生年月日昭和17年5月13日、職業無職

被相続人 亡 原田 幸子

事務所埼玉県川口市鳩ヶ谷本町1-3-15

鳩ヶ谷本町商店街振興組合会館1階 大熊三奈子法律事務所

相続財産清算人 弁護士 大熊三奈子

催告期間満了日 令和7年10月17日

さいたま家庭裁判所

令和7年(家)第10044号

埼玉県川越市天沼新田146-1

申立人 長嶋 保雄

本籍埼玉県川越市大字天沼新田204番地、最後の住所埼玉県川越市大字天沼新田204番地1、死亡の場所埼玉県川越市、死亡年月日推定令和6年10月21日から31日までの間、出生の場所埼玉県入間郡入西村、出生年月日昭和21年4月26日、職業不明

被相続人 亡 下山 法宏

事務所埼玉県所沢市東所沢5丁目2番15号

大西ビル202 所沢柳瀬法律事務所

相続財産清算人 弁護士 藤川 久之

催告期間満了日 令和7年10月6日

さいたま家庭裁判所川越支部

令和7年(家)第40012号

神奈川県川崎市高津区末長2丁目21番27号

申立人 関口 弘

本籍東京都目黒区五本木2丁目36番、最後の住所神奈川県横浜市港北区大倉山4丁目1番13-B501号、死亡の場所神奈川県横浜市港北区、死亡年月日令和6年7月8日、出生の場所北海道上川郡名寄町、出生年月日昭和20年8月24日、職業無職

被相続人 亡 武田登美江

事務所横浜市中区山下町223-1 N U 関内ビル4階

相続財産清算人 弁護士 奥 祐介

催告期間満了日 令和7年10月14日

横浜家庭裁判所

令和7年(家)第40076号

東京都千代田区麹町5丁目2番地1

申立人 日本債権回収株式会社

本籍神奈川県大和市上草柳1丁目274番地7、最後の住所神奈川県大和市上草柳1丁目5番12号、死亡の場所神奈川県綾瀬市、死亡年月日令和5年12月25日、出生の場所静岡県御殿場市、出生年月日昭和34年10月16日、職業不明

被相続人 亡 安井 俊一

事務所神奈川県横浜市中区本町3丁目30番地7 タイムクロス横浜4階

相続財産清算人 弁護士 小宮 玲子

催告期間満了日 令和7年10月14日

横浜家庭裁判所

令和7年(家)第40077号

滋賀県草津市西大路町1番1号

申立人 AG債権回収株式会社

本籍東京都大田区下丸子2丁目6番、最後の住所神奈川県横浜市鶴見区下野谷町1丁目26番地1サンライズ鶴見502、死亡の場所神奈川県川崎市中原区、死亡年月日令和6年2月11日、出生の場所東京都大田区、出生年月日昭和38年9月28日、職業不明

被相続人 亡 伊東 政道

事務所神奈川県鎌倉市小町1丁目8番21号 パークハイツ小町A号室

相続財産清算人 弁護士 小沢 弘子

催告期間満了日 令和7年10月14日

横浜家庭裁判所

令和7年(家)第40083号

横浜市中区山下町22番地

申立人 横浜市信用保証協会

本籍東京都大田区南久が原2丁目180番地、最後の住所横浜市港北区鳥山町385番地の12、死亡の場所神奈川県横浜市港北区、死亡年月日令和5年12月8日、出生の場所愛媛県東宇和郡野村町、出生年月日昭和25年12月7日、職業不明

被相続人 亡 濵谷 明治

事務所横浜市中区桜木町1丁目1番地びおシティ5階

相続財産清算人 弁護士 田口 幸子

催告期間満了日 令和7年10月14日

横浜家庭裁判所

令和6年(家)第3966号

富山県砺波市表町10番2号

申立人 田守 徳樹

本籍富山県砺波市太郎丸3367番地、最後の住所不明(不動産登記記録上の住所出町太郎丸3367番地)、死亡の場所富山県砺波市、死亡年月日昭和25年10月31日、出生の場所不明、出生年月日明治19年3月10日、職業不明

被相続人 亡 田守 きく

事務所富山県南砺市井波3122番地

相続財産清算人 司法書士 山本 英介

催告期間満了日 令和7年10月14日

富山家庭裁判所高岡支部

令和6年(家)第7952号

愛知県春日井市下市場町1丁目5番地38

申立人 平野紀美子

本籍愛知県春日井市上野町721番地7、最後の住所愛知県春日井市上野町721番地7、死亡の場所愛知県春日井市、死亡年月日令和5年9月4日、出生の場所愛媛県松山市、出生年月日昭和39年7月30日、職業無職

被相続人 亡 石水 武淳

事務所名古屋市中区錦3丁目5番30号 三晃錦ビル9階 and LEGAL弁護士法人久屋本部オフィス

相続財産清算人 弁護士 高橋 裕子

催告期間満了日 令和7年10月15日

名古屋家庭裁判所

令和7年(家)第4004号

京都府舞鶴市字倉谷107番地の10

申立人 高井 邦夫

本籍京都府舞鶴市字京口49番地、最後の住所京都府舞鶴市字行永2410番地、死亡の場所京都府舞鶴市、死亡年月日平成25年12月30日、出生の場所京都府加佐郡舞鶴町、出生年月日昭和9年3月25日、職業無職

被相続人 亡 村松 聖

京都府舞鶴市字南田辺43番地1 舞邦ビル3階富永・大西法律事務所

相続財産清算人 弁護士 富永 明

催告期間満了日 令和7年10月9日

京都家庭裁判所舞鶴支部

令和6年(家)第81870号

大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号

申立人 枚方市

本籍大阪府枚方市東山2丁目45番地、最後の住所大阪府枚方市東山2丁目45番地6-403、死亡の場所大阪府枚方市、死亡年月日推定令和6年5月12日から14日までの間、出生の場所兵庫県神戸市長田区、出生年月日昭和32年12月7日、職業不明

被相続人 亡 福井 伸子

大阪市北区西天満4-6-19 北ビル2号館301

相続財産清算人 弁護士 中村 嘉樹

催告期間満了日 令和7年11月4日

大阪家庭裁判所

令和7年(家)第80187号

大阪市東住吉区北田辺6丁目15番15号

申立人 中野千鶴子

本籍大阪市浪速区元町2丁目12番地、最後の住所不明、死亡の場所大阪府岸和田市、死亡年月日平成19年10月12日、出生の場所大阪市東淀川区、出生年月日昭和17年3月17日、職業不明

被相続人 亡 富川 健一

大阪市北区南森町2-1-29三井住友銀行南森町ビル3階

相続財産清算人 弁護士 阪井 遼子

催告期間満了日 令和7年11月4日

大阪家庭裁判所

令和7年(家)第40005号
神戸市長田区花山町1丁目7番17号
申立人 石井 茂樹
本籍香川県仲多度郡琴平町693番地4、最後の住所神戸市須磨区北落合1丁目1番311-206号、死亡の場所神戸市中央区、死亡年月日令和6年8月21日、出生の場所神戸市生田区、出生年月日昭和34年9月3日、職業無職
被相続人 亡 西川 昇
神戸市中央区相生町1丁目2番1号東成ビル4階 あいおい法律事務所
相続財産清算人 弁護士 濱本 由
催告期間満了日 令和7年10月14日
神戸家庭裁判所

令和7年(家)第40009号
大阪市城東区永田2-4-34-606
申立人 渡邊 省司
本籍神戸市中央区花隈町117番地、最後の住所神戸市垂水区舞子台7丁目1番3-302号、死亡の場所神戸市須磨区、死亡年月日令和6年11月10日、出生の場所兵庫県姫路市、出生年月日昭和10年11月20日、職業無職
被相続人 亡 西田 治
神戸市中央区中町通2丁目3番2号 三共神戸ツインビル6階 みなと法律事務所
相続財産清算人 弁護士 中山 稔規
催告期間満了日 令和7年10月15日
神戸家庭裁判所

令和6年(家)第179号
鳥取市栄町645番地
申立人 鳥取信用金庫
本籍鳥取県八頭郡智頭町大字智頭1505番地11、最後の住所鳥取県八頭郡智頭町大字智頭1505番地11、死亡の場所鳥取市、死亡年月日令和6年6月23日、出生の場所鳥取県八頭郡智頭町、出生年月日昭和31年2月1日、職業会社役員
被相続人 亡 河村 清美
事務所鳥取市栄町205番地弁護士法人おおり法律事務所
相続財産清算人 木村 潤
催告期間満了日 令和7年10月14日
鳥取家庭裁判所

令和7年(家)第2001号
徳島県鳴門市撫養町立岩字六枚67番地7
申立人 佐藤平三郎
本籍徳島県阿南市山口町平野93番地1、最後の住所徳島県鳴門市鳴門町土佐泊浦字高砂5番地、死亡の場所徳島県鳴門市、死亡年月日令和6年12月10日、出生の場所徳島県那賀郡鷺敷町、出生年月日昭和33年6月22日、職業無職
被相続人 亡 山本 鈴六
徳島県鳴門市撫養町立岩字六枚67番地7
相続財産清算人 司法書士 佐藤平三郎
催告期間満了日 令和7年10月31日
徳島家庭裁判所

令和7年(家)第16号
香川県高松市番町1丁目10番35号
申立人 特定非営利活動法人後見ネットかがわ
本籍香川県仲多度郡多度津町大字山階2180番地、最後の住所香川県仲多度郡多度津町大字山階2178番地、死亡の場所香川県丸亀市、死亡年月日令和6年12月9日、出生の場所香川県善通寺市、出生年月日昭和32年2月8日、職業無職
被相続人 亡 原 慎司
香川県丸亀市城西町2丁目4番25号アット丸亀ビル2階 和田節代法律事務所
相続財産清算人 弁護士 和田 節代
催告期間満了日 令和7年10月31日
高松家庭裁判所丸亀支部

令和7年(家)第9号
事務所愛媛県大洲市東若宮5番地1
申立人 浜田 佳紀
本籍愛媛県西宇和郡伊方町二見甲3054番地、最後の住所愛媛県西宇和郡伊方町川之浜594番地2瀬戸あいじゅ、死亡の場所愛媛県西宇和郡伊方町、死亡年月日令和6年11月8日、出生の場所愛媛県西宇和郡町見村、出生年月日大正15年3月1日、職業無職
被相続人 亡 田中アズエ
事務所愛媛県大洲市東若宮5番地1
相続財産清算人 浜田 佳紀
催告期間満了日 令和7年11月4日
松山家庭裁判所大洲支部

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することができます。

令和7年(家)第1号

旭川市東旭川町下兵村385番地の10
申立人 株式会社グリーン造園
代表者代表取締役 和泉 信吾
権利を争う旨の申述の終期 令和7年6月13日
令和7年2月27日 旭川簡易裁判所

(別紙)目録

約束手形 1通
手形番号 O I 56457
金額 310,035円
支払期日 令和6年12月31日
支払地 旭川市
支払場所 株式会社北陸銀行旭川支店
振出日 令和6年9月25日
振出地 白地
振出人 株式会社本金属 代表取締役副社長
 村本 文宏
受取人 申立人
最終所持人 申立人

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出してください。

令和6年(家)第2062号

札幌市南区澄川5条10丁目6番5号
申立人 岩田 紘子
本籍北海道札幌市南区澄川5条10丁目6番、最後の住所北海道札幌市南区澄川5条10丁目6番5号
不在者 岩田 巖
昭和14年1月3日生
届出期間満了日 令和7年4月26日
札幌家庭裁判所

失踪宣告

令和6年(家)第49号

本籍福島県会津若松市堤町117番地、最後の住所福島県会津若松市堤町7番8号
不在者 芳賀 栄香
平成9年5月1日生
令和7年2月20日失踪宣告審判確定

福島家庭裁判所会津若松支部裁判所書記官

令和6年(家)第3500号

本籍東京都八丈島八丈町鳥打無番地、最後の住所東京都八丈島八丈町三根1940番地19
不在者 浅沼 傳
昭和24年7月5日生
令和7年2月28日失踪宣告審判確定

東京家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第101号

本籍長野市大字鶴賀権堂町2322番地1号、最後の住所長野市大字鶴賀権堂町2316番地
不在者 山田なつき
昭和55年9月27日生
令和7年2月26日失踪宣告審判確定

長野家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第102号

本籍長野市大字鶴賀権堂町2322番地1号、最後の住所北海道北広島市朝日町3丁目5番地
1サンフォーレスト202号
不在者 山田ちなつ
昭和63年6月13日生
令和7年2月26日失踪宣告審判確定

長野家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第542号

本籍愛知県小牧市大字舟津2618番地、最後の住所不詳
不在者 熊澤 笑子
昭和5年3月21日生
令和7年2月26日失踪宣告審判確定

名古屋家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第847号

本籍熊本県玉名郡南関町大字下坂下2261番地、最後の住所名古屋市名東区望が丘255番地
コープ奥村106号
不在者 打越 信
昭和25年1月20日生
令和7年2月22日失踪宣告審判確定

名古屋家庭裁判所裁判所書記官

失踪宣告取消

令和6年(家)第338号

本籍埼玉県さいたま市桜区大字大久保領家
540番地、住所神奈川県小田原市穴部174番地
の1 t s h 小田原B号室
申立人(失踪者) 高橋 愛子
昭和21年5月23日生
令和7年2月28日失踪宣告取消審判確定
横浜家庭裁判所小田原支部裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

令和6年(家)第31号

横浜市戸塚区汲沢町533番地5
申立人 有限会社鳥海電機
代表者代表取締役 白尾 利一
権利を争う旨の申述の終期 令和7年2月25日
令和7年2月27日 大阪簡易裁判所

(別紙)目録

約束手形 1通
手形番号 P B62874
金額 914,000円
支払期日 令和6年11月15日
支払地 大阪市
支払場所 株式会社りそな銀行船場支店
振出日 令和6年6月15日
振出地 大阪市
振出人 日本ガス開発株式会社 代表取締役
高橋 弘

受取人 株式会社B U I L D L I F E
裏書人 株式会社B U I L D L I F E 代表
取締役 持留 浩樹

被裏書人 有限会社鳥海電機
最終所持人 申立人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和6年(フ)第845号

横浜市保土ケ谷区上菅田町299番地の10
債務者 有限会社日本工建
代表者取締役 矢部 敏裕
1 決定年月日時 令和7年3月11日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 菊池 博愛
4 破産債権の届出期間 令和7年4月11日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月9日午前11時20分

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第28号

東京都町田市成瀬3-2-5、商業登記簿上の本店所在地東京都町田市成瀬3-2-1
債務者 株式会社ポッケラン
代表者代表取締役 塩崎 清一
1 決定年月日時 令和7年3月11日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 成瀬 大輔
4 破産債権の届出期間 令和7年4月14日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月20日午前10時45分

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第83号

川崎市中原区苅宿31-7
債務者 有限会社太成印刷事業所
特別代理人 貴村 麻子
1 決定年月日時 令和7年3月12日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 澄川 圭
4 破産債権の届出期間 令和7年4月14日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月17日午前10時10分

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第34号

岩手県大船渡市立根町字川原75番地3
債務者 株式会社若狭住織
代表者代表取締役 若狭 香輝
1 決定年月日時 令和7年3月11日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 長谷川博一
4 破産債権の届出期間 令和7年4月15日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月13日午後1時30分

盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年(フ)第12号

静岡県富士市伝法2656番地の1
債務者 有限会社寺尾プリント
代表者取締役 寺尾 晴美
1 決定年月日時 令和7年3月11日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 早川 英寿
4 破産債権の届出期間 令和7年4月22日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月12日午前11時30分

静岡地方裁判所富士支部

令和7年(フ)第128号

神戸市東灘区御影本町5丁目8番17号
債務者 坂口酸業株式会社
代表者代表取締役 坂口 憲浩
1 決定年月日時 令和7年3月11日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 浅田 修宏
4 破産債権の届出期間 令和7年4月15日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月3日午前10時45分

6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第30号

山口県下関市彦島向井町1丁目10番7号
債務者 株式会社山中塗装
代表者代表取締役 山中 重夫
1 決定年月日時 令和7年3月12日午前10時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 三好 晃一
4 破産債権の届出期間 令和7年5月12日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月16日午前10時30分

6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

山口地方裁判所下関支部破産係

令和7年(フ)第24号

和歌山県有田郡有田川町大字下津野1118番地
2
債務者 株式会社東家
代表者代表取締役 岩崎 好幸
1 決定年月日時 令和7年3月11日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 尾野 大樹
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月15日午前10時45分
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第35号

新潟市東区南柴竹1丁目8番1号
債務者 D E 愛 E M I A S 株式会社
代表者代表取締役 傳 光夫
1 決定年月日時 令和7年3月11日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 佐野千香子
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月23日午後1時30分
新潟地方裁判所民事部

令和7年(フ)第36号

新潟市北区大迎752番地8
債務者 傳建設株式会社
代表者代表取締役 傳 光夫
1 決定年月日時 令和7年3月11日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 佐野千香子
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月23日午後1時35分
新潟地方裁判所民事部

令和6年(フ)第489号

岐阜県瑞穂市馬場小城町1丁目93番地2
債務者 株式会社マーク
代表者代表取締役 岩井 浩
1 決定年月日時 令和7年3月6日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 服部 誠一
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月27日午前10時40分
岐阜地方裁判所

令和7年(フ)第436号
 横浜市栄区亀井町37番14号
 債務者 株式会社クリーンプロデュース
 代表者代表清算人 池田喜久雄
 1 決定年月日時 令和7年3月10日午後4時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 坂本 正之
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
 の期日 令和7年5月29日午前11時
 横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第5号
 宮城県気仙沼市長磯浜62番地
 債務者 株式会社太気商会
 代表者代表取締役 小野寺久孝
 1 決定年月日時 令和7年3月10日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 山本 桂史
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
 の期日 令和7年6月3日午前11時
 仙台地方裁判所気仙沼支部

令和6年(フ)第197号
 新潟県長岡市宮原1丁目2番48号
 債務者 有限会社丸と自動車工業
 代表者取締役 長谷川伸雄
 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 片沼 貴志
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
 の期日 令和7年6月3日午前11時30分
 新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和7年(フ)第296号
 さいたま市浦和区北浦和4丁目6番11号
 債務者 株式会社新井学院
 代表者代表取締役 石原 清和
 1 決定年月日時 令和7年3月10日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 荒木 直人
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
 の期日 令和7年6月9日午後2時
 さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第6号
 秋田県横手市大雄字新町南98番地の1
 債務者 有限会社テクノタイユウ
 代表者代表取締役 高橋 隆美
 1 決定年月日時 令和7年3月10日午後1時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 原田いづみ
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
 の期日 令和7年6月10日午前10時
 秋田地方裁判所横手支部

令和7年(フ)第232号
 横浜市南区井土ヶ谷上町21番36号 エミナン
 斯井土ヶ谷103
 債務者 A's株式会社
 代表者代表取締役 乾 匠
 1 決定年月日時 令和7年3月10日午後4時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 浦田 修志
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
 の期日 令和7年6月11日午後1時30分
 横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第21号
 山形市薬師町2丁目3番7号
 債務者 有限会社ファクト
 代表者取締役 佐藤喜美子
 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後2時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 渡部 洋江
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
 の期日 令和7年6月12日午前10時55分
 山形地方裁判所民事部

令和7年(フ)第27号
 兵庫県西宮市二見町3番20号興信ビル303号
 債務者 株式会社加工マート
 代表者代表取締役 若杉 正明
 1 決定年月日時 令和7年3月7日午後1時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 津久井 進
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
 の期日 令和7年6月12日午前11時15分
 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ)第28号
 兵庫県西宮市二見町3番20号興信ビル303号
 室
 債務者 株式会社ゆめみらい
 代表者代表取締役 若杉 正明
 1 決定年月日時 令和7年3月7日午後1時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 津久井 進
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
 の期日 令和7年6月12日午前11時15分
 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ)第29号
 兵庫県西宮市二見町3番20号興信ビル303号
 室
 債務者 株式会社NAGOMI
 代表者代表取締役 若杉 正明
 1 決定年月日時 令和7年3月7日午後1時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 津久井 進
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
 の期日 令和7年6月17日午後3時30分
 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第9号
 大分県佐伯市弥生大字井崎958番地1
 債務者 有限会社市原建設工業
 代表者代表取締役 市原 豪
 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後1時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 今井雄一朗
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
 の期日 令和7年6月12日午前11時15分
 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ)第6号
 徳島県阿波市市場町伊月字池田5番地の1
 債務者 株式会社森定塗装店
 代表者代表取締役 森定 竜也
 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後1時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 森本 健夫
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
 の期日 令和7年6月12日午前10時
 徳島地方裁判所民事部

令和7年(フ)第14号
 山形県酒田市堤町2番1号
 債務者 酒田商工株式会社
 代表者代表取締役 押切 幸子
 1 決定年月日時 令和7年3月6日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 藤井 正寿
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
 の期日 令和7年6月16日午後1時30分
 山形地方裁判所酒田支部

令和7年(フ)第68号
 愛知県岡崎市井田町字稻場2番地5
 債務者 ウッド・アート・スタジオ株式会社
 代表者代表取締役 菊地 貞次
 1 決定年月日時 令和7年3月10日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 小川 貴弘
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
 の期日 令和7年6月18日午前11時20分
 横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第3040号
 横浜市港南区東芦が谷23番4-203号
 債務者 株式会社成山
 代表者代表取締役 成山 佑太
 1 決定年月日時 令和7年3月10日午後4時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 諸節 統
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
 の期日 令和7年6月19日午前11時10分
 横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第76号 埼玉県北葛飾郡杉戸町佐左工門1577番地2 債務者 株式会社アイテック 代表者代表取締役 飯村 勇人 1 決定年月日時 令和7年3月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 菅沼 博文 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月20日午後1時40分 さいたま地方裁判所越谷支部破産係 令和7年(フ)第6号 岐阜県本巣郡北方町春来町3丁目103番地 債務者 株式会社N A K A J I 代表者代表取締役 中嶋 耕司 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中西 敏夫 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月20日午前10時20分 岐阜地方裁判所 令和6年(フ)第31号 兵庫県丹波市市島町上田172番地1 債務者 株式会社永井建築 代表者代表取締役 永井 歩美 1 決定年月日時 令和7年3月7日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 太田 吉彦 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年5月23日午前11時 神戸地方裁判所柏原支部 令和7年(フ)第66号 大阪市淀川区東三国4-20-13 債務者 有限会社イトデザイン 代表者取締役 石崎夕紀秀 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 横枕 真哉 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年5月29日午後2時50分 大阪地方裁判所第6民事部 令和7年(フ)第251号 埼玉県北本市山中2丁目27番地 債務者 株式会社M. R o a d 代表者代表取締役 藤本 則之 1 決定年月日時 令和7年3月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。	3 破産管財人 弁護士 仲里 建良 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月2日午前11時10分 さいたま地方裁判所第3民事部破産係 令和7年(フ)第58号 福岡県久留米市合川町1037番地 債務者 有限会社飯田商店 代表者取締役 飯田 修一 1 決定年月日時 令和7年3月10日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 市橋 康之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月2日午前10時15分 福岡地方裁判所久留米支部 令和7年(フ)第162号 仙台市宮城野区榴岡4丁目3番31号 債務者 E G A O 株式会社 代表者代表取締役 菊池 英樹 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 森田 純也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月3日午後1時30分 仙台地方裁判所第4民事部破産係 令和7年(フ)第70号 佐賀市神野東2丁目4番29号 債務者 神野タクシー有限会社 代表者代表取締役 宮崎 義仁 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 桑原 健 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月5日午前11時 佐賀地方裁判所民事部破産係 令和6年(フ)第219号 沖縄県那覇市高良3丁目6番8号 債務者 Open Air's 株式会社 代表者代表取締役 中村 史之 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 喜多 自然 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月5日午前11時30分 那覇地方裁判所民事第3部 令和7年(フ)第286号 札幌市中央区北12条西20丁目2番2号 債務者 株式会社ジェイシーイー 代表者代表取締役 大城 典高 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 菅野 直樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月11日午前11時 札幌地方裁判所民事第4部 令和6年(フ)第188号 横浜市港北区高田東2丁目31番17号 債務者 株式会社アイディーエー 代表者代表取締役 岸井 敬濟 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 橋本 訓幸 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月16日午後2時30分 横浜地方裁判所第3民事部 令和7年(フ)第46号 福岡県久留米市東合川3丁目18-22 債務者 株式会社ジョイハンズ 代表者代表取締役 井手 瞬 1 決定年月日時 令和7年3月6日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 前田 大志 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月16日午後2時 福岡地方裁判所久留米支部 令和7年(フ)第84号 名古屋市名東区高針原2丁目606番地 債務者 株式会社東名マイスター 代表者代表取締役 原 昭雄 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 森 亮太 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月17日午前10時 名古屋地方裁判所民事第2部 令和6年(フ)第737号 埼玉県草加市松原3丁目8番1-907号 債務者 株式会社プレジャーウイン 代表者代表取締役 伊藤 範之 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。	3 破産管財人 弁護士 西原 将明 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月20日午後3時10分 さいたま地方裁判所越谷支部破産係 令和7年(フ)第43号 群馬県高崎市東貝沢町4丁目6番地6 債務者 有限会社マセック 代表者取締役 柳澤 就輝 1 決定年月日時 令和7年3月11日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石島 研二 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月23日午前10時50分 前橋地方裁判所高崎支部 令和7年(フ)第686号 大阪市鶴見区横堤2丁目21番2号 債務者 株式会社住宅工房籌 代表者代表取締役 井ノ口裕二 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 林 雅義 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月23日午後2時20分 大阪地方裁判所第6民事部 令和7年(フ)第66号 福岡県うきは市吉井町橘田272番地 債務者 株式会社生野建設 代表者代表取締役 生野 善弘 1 決定年月日時 令和7年3月5日午前10時30分 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 富永孝太朗 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月3日午前11時30分 福岡地方裁判所久留米支部 令和7年(フ)第66号 福井市浄教寺町第3号72番地 債務者 有限会社大河原木工 代表者取締役 大河原正博 1 決定年月日時 令和7年3月12日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 森口 功一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月8日午前10時 福井地方裁判所民事部破産係
--	--	--

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第39号

徳島県阿波市土成町土成字大法寺272番地32

債務者 武中 康雄

- 1 決定年月日時 令和7年3月12日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 端村 亮
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月19日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和7年5月13日まで
徳島地方裁判所民事部

令和7年(フ)第15号

青森県十和田市大字三本木字西金崎34番地4
債務者 畑山晃士郎

- 1 決定年月日時 令和7年3月12日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 十枝内 亘
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月11日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月30日午前11時10分
- 6 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで
青森地方裁判所十和田支部

令和7年(フ)第31号

愛知県安城市住吉町2丁目3番41号 フェリシダII304、前住所愛知県安城市東栄町4丁目17番地3
債務者 ケアサロンみらくること 梅田奈津枝

- 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 森 未央子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月30日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月17日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第54号

川崎市中原区中丸子566番地11 メゾンドシエル 102

債務者 古賀安貴子

- 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 村上 裕一
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月11日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月14日午後1時50分
- 6 免責意見申述期間 令和7年5月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第207号

東京都町田市上小山田町2912番地1 大木ハイツ202

債務者 高橋 嘉博

- 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大山 晃平
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月20日午前10時15分
- 6 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第104号

静岡市葵区西草深町26番16号 クレール西草深101号、旧住所静岡市葵区上足洗3丁目9番27-303号

債務者 吉村 学

- 1 決定年月日時 令和7年3月12日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 萩木 祥人
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月21日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで
静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第64号

静岡県浜松市中央区笠井新田町99番地の1 ケンズスクエアA201

債務者 村松 克洋

- 1 決定年月日時 令和7年3月12日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 中野 弘基

- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月21日午後3時
- 6 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年(フ)第44号

静岡県浜松市中央区村櫛町4241番地の1
債務者 松下 敏彦

- 1 決定年月日時 令和7年3月12日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 橋本 訓幸
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月16日午後2時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第185号

フィリピン国セブ市カサンバガン ヴィラオーロラ ジェネラルリムストリート タンカ-1 605号、日本における最後の住所横浜市港北区新横浜1丁目17番地8 ブルーブラン新横浜403
債務者 岸井 敬済

- 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

- 3 破産管財人 弁護士 橋本 訓幸
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月16日午後2時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第29号

東京都町田市成瀬台2丁目30番地10ファインヴィレッジ成瀬台D-201
債務者 塩崎 清一

- 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 成瀬 大輔
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月20日午前10時45分
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(フ)第846号

川崎市川崎区小田3丁目8番5号
債務者 矢部 敏裕

- 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 菊池 博愛
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月11日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月9日午前11時20分
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第49号 福岡県小郡市祇園2丁目7番地2 シャトー深町405号 債務者 仕出食ほづみこと 穂積 敏子 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 栗山扶美香 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月22日午前10時15分 5 免責意見申述期間 令和7年4月30日まで 福岡地方裁判所久留米支部	1 決定年月日時 令和7年3月7日午後4時45分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 太田 道昭 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月26日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 甲府地方裁判所民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年3月7日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大友 圭 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月26日午後1時35分 5 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 福岡地方裁判所久留米支部	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月23日午前11時10分 5 免責意見申述期間 令和7年5月9日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和6年(フ)第32号 兵庫県丹波市市島町上田242番地 債務者 永井 歩美 1 決定年月日時 令和7年3月7日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 太田 吉彦 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月23日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年5月2日まで 神戸地方裁判所柏原支部	1 決定年月日時 令和7年3月12日午前9時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 兼光 弘幸 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月20日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 高松地方裁判所民事部破産・再生係	1 決定年月日時 令和7年3月10日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 市橋 康之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月2日午前10時15分 5 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 福岡地方裁判所久留米支部	1 決定年月日時 令和7年3月11日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 橋川 真二 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月12日午後2時50分 5 免責意見申述期間 令和7年5月9日まで 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第19号 群馬県佐波郡玉村町大字斎田556番地35 債務者 竹田 誠司 1 決定年月日時 令和7年3月11日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 古平 弘樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月5日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 前橋地方裁判所民事部破産再生係	1 決定年月日時 令和7年3月6日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 前田 大志 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月16日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 福岡地方裁判所久留米支部	1 決定年月日時 令和7年3月10日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 市橋 康之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月2日午前10時15分 5 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 福岡地方裁判所久留米支部	1 決定年月日時 令和7年3月7日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 溝渕 雅男 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月9日午後3時 5 免責意見申述期間 令和7年5月9日まで 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第28号 群馬県高崎市台町16番地15 債務者 岡部 祥之 1 決定年月日時 令和7年3月10日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 下山 順 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月9日午前11時10分 5 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 前橋地方裁判所高崎支部	1 決定年月日時 令和7年3月6日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 前田 大志 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月16日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 福岡地方裁判所久留米支部	1 決定年月日時 令和7年3月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 喜多 自然 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月5日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 那覇地方裁判所民事第3部	1 決定年月日時 令和7年3月12日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 柏田 芳徳 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 宮崎地方裁判所破産係
令和7年(フ)第11号 埼玉県さいたま市岩槻区大字笠久保1233番地 2 ソレジオ幸子 2番館101(前住所) 東京都葛飾区東堀切1丁目16番17号、前々住所山梨県甲府市上今井町2136番地5 債務者 橋本 貴吉	1 決定年月日時 令和7年3月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 濱尾 茂 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月10日午後5時 5 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 福岡地方裁判所久留米支部	1 決定年月日時 令和7年3月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井上あすか 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月23日午前11時10分 5 免責意見申述期間 令和7年5月9日まで 宮崎地方裁判所延岡支部	1 決定年月日時 令和7年3月12日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 柏田 笠磨 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 宮崎地方裁判所延岡支部
令和7年(フ)第57号 福岡県久留米市津福今町425番地7 メゾン桜馬場A棟102号 債務者 荒巻 泰晴	1 決定年月日時 令和7年3月7日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 甲斐 勝也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月26日午後1時35分 5 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 福岡地方裁判所久留米支部	1 決定年月日時 令和7年3月7日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 甲斐 勝也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月26日午後1時35分 5 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 福岡地方裁判所久留米支部	1 決定年月日時 令和7年3月11日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 甲斐 勝也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月26日午後1時35分 5 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 福岡地方裁判所久留米支部
令和6年(フ)第30号 横浜市金沢区能見台通5番18号 パークハイム能見台109 債務者 田村 純一 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 橋川 真二 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月12日午後2時50分 5 免責意見申述期間 令和7年5月9日まで 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年3月10日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 市橋 康之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月2日午前10時15分 5 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 福岡地方裁判所久留米支部	1 決定年月日時 令和7年3月10日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 市橋 康之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月2日午前10時15分 5 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 福岡地方裁判所久留米支部	1 決定年月日時 令和7年3月11日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 甲斐 勝也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月26日午後1時35分 5 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 福岡地方裁判所久留米支部
令和7年(フ)第30号 横浜市金沢区能見台通5番18号 パークハイム能見台109 債務者 田村 純一 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 橋川 真二 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月12日午後2時50分 5 免責意見申述期間 令和7年5月9日まで 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年3月10日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 市橋 康之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月2日午前10時15分 5 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 福岡地方裁判所久留米支部	1 決定年月日時 令和7年3月10日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 市橋 康之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月2日午前10時15分 5 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 福岡地方裁判所久留米支部	1 決定年月日時 令和7年3月11日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 甲斐 勝也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月26日午後1時35分 5 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 福岡地方裁判所久留米支部
令和7年(フ)第30号 大阪府和泉市唐国町1丁目15番8-101号 債務者 小馬 健 1 決定年月日時 令和7年3月7日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 溝渕 雅男 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月9日午後3時 5 免責意見申述期間 令和7年5月9日まで 大阪地方裁判所岸和田支部破産係	1 決定年月日時 令和7年3月6日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 前田 大志 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月16日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 福岡地方裁判所久留米支部	1 決定年月日時 令和7年3月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 喜多 自然 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月5日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 那覇地方裁判所民事第3部	1 決定年月日時 令和7年3月12日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 柏田 芳徳 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 宮崎地方裁判所破産係
令和7年(フ)第84号 宮崎市恒久2丁目2番地26 エンカレムⅡ 101号 債務者 坂本 智美 1 決定年月日時 令和7年3月12日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 柏田 芳徳 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 宮崎地方裁判所破産係	1 決定年月日時 令和7年3月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 前田 大志 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月5日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 那覇地方裁判所民事第3部	1 決定年月日時 令和7年3月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 前田 大志 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月5日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 那覇地方裁判所民事第3部	1 決定年月日時 令和7年3月12日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 柏田 芳徳 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 宮崎地方裁判所破産係
令和7年(フ)第38号 宮崎県延岡市土々呂町5丁目2311番地9 債務者 田中 麻美 1 決定年月日時 令和7年3月12日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 柏田 笠磨 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 宮崎地方裁判所延岡支部	1 決定年月日時 令和7年3月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 甲斐 勝也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月26日午後1時35分 5 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 福岡地方裁判所久留米支部	1 決定年月日時 令和7年3月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 甲斐 勝也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月26日午後1時35分 5 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 福岡地方裁判所久留米支部	1 決定年月日時 令和7年3月12日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 柏田 芳徳 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 宮崎地方裁判所延岡支部

**破産手続開始・破産手続廃止
及び免責許可申立てに関する
意見申述期間**

令和7年(フ)第61号

北海道上磯郡木古内町字本町56番地

債務者 吉澤佳津子

- 1 決定年月日時 令和7年3月12日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月30日まで

函館地方裁判所

令和7年(フ)第75号

愛知県豊田市宮上町7丁目50番地 ピラージ
宮上96 102号、前住所愛知県日進市香久山
3丁目1701番地 シティオ香久山104

債務者 渥美 友紀

- 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月30日まで

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第80号

愛知県岡崎市上和田町字森崎27番地 フレマ
リール森崎 B-201

債務者 若林 正道

- 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月30日まで

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第91号

愛知県豊田市山之手10丁目57番地

債務者 山下有紗美

- 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月30日まで

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第96号

愛知県西尾市徳次町宮廻20-1 スカイハイ
ツ307号室、住民票上の住所愛知県清須市土
器野864番地1

債務者 浅野 等

- 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年4月30日まで

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第230号

名古屋市中村区亀島2丁目17番1号 ゴール
ドサポート中村205号、従前の住所埼玉県蓮
田市大字閏戸4117番地16

債務者 山口 勝浩

- 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月2日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第235号

愛知県海部郡大治町大字中島字大門先142番
地の6

債務者 麻谷 厚弥

- 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月2日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第310号

名古屋市中区松原1丁目3番19号 ソレイユ
松原401号

債務者 三浦 海羽(旧姓大塚)

- 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月2日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第313号

名古屋市中川区烏森町字蓮池138番地 サン
ハイム21 101号

債務者 江口 博之

- 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月2日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第314号

愛知県春日井市花長町2丁目9番地11 ハイ
ツアイカ花長205号

債務者 坪内 幸子

- 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月2日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第315号

名古屋市西区枇杷島1丁目1番1-611号
市営枇杷島荘

債務者 門脇 怜

- 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月2日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第329号

愛知県常滑市多屋町1丁目45番地の1 ラ
フィネ多屋II111号

債務者 茶谷 歩佳

- 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月2日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第335号

名古屋市守山区幸心2丁目705番地

債務者 野倉 健也

- 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月2日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第344号

名古屋市西区大野木1丁目58番地 柴田ハイ
ツ201号

債務者 三輪 利春

- 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月2日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第24号

長崎県佐世保市大宮町11番16号

債務者 吉川 啓次

- 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月2日まで

長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和7年(フ)第25号

長崎県佐世保市大黒町26番31号

債務者 水野 佑輔

- 1 決定年月日時 令和7年3月6日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月2日まで

長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和7年(フ)第27号

長崎県佐世保市塩浸町383番地

債務者 福田 雄一

- 1 決定年月日時 令和7年3月6日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月2日まで

長崎地方裁判所佐世保支部破産係

<p>令和7年(フ)第406号 大阪市平野区長吉長原1丁目1番48-601号、 前住所大阪市平野区西脇3丁目3番5号 403 債務者 大島ありさ 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後3時 2 主文 傾産者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月9日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月23日午後1時30分 　　大阪地方裁判所第6民事部 令和7年(フ)第485号 大阪府寝屋川市高宮栄町22番10号 傾債務者 時岡 愛果 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月9日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月27日午後1時30分 　　大阪地方裁判所第6民事部 令和7年(フ)第597号 大阪府寝屋川市萱島東2丁目20番8号 傾債務者 前西かえで 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月9日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月23日午後1時30分 　　大阪地方裁判所第6民事部 令和7年(フ)第48号 福島県郡山市大町2丁目13番2号 マルキ大 町ビル501号 傾債務者 國津 大介 1 決定年月日時 令和7年3月12日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 </p>	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月14日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月19日午前11時30分 福島地方裁判所郡山支部破産係 令和7年(フ)第5号 栃木県那須塩原市上厚崎748番地244 ココ トウハウス201号、前住所埼玉県さいたま市 緑区大字中尾552番地8 アクト浦和302号室 傾債務者 高木 梨沙 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月14日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月15日午前10時50分 宇都宮地方裁判所大田原支部 破産手続開始の取消決定確定 令和6年(フ)第353号 (抗告審名古屋高等裁判所金沢支部令和7年(ラ)第9号) 金沢市増泉2丁目7番19号 シティガーデン 増泉 703号 (従前の住所) 金沢市大手町14 番1号 傾債務者(相手方) 中川 裕樹 1 主文 原決定を取り消す。 2 決定確定日 令和7年2月20日 金沢地方裁判所民事部 破産手続終結及び免責許可決定 令和6年(フ)第1129号 札幌市豊平区平岸4条18丁目1番50-306号 傾債務者 武田 史朗 1 決定年月日 令和7年3月10日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 傾債務者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部	令和6年(フ)第40号 山形県米沢市金池5丁目12番29号 ルミナス 金池303号室、開始決定時の住所山形県東置 賜郡川西町大字上小松1776番地 傾債務者 わたや商店こと 金子 義市 1 決定年月日 令和7年3月10日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 傾債務者について免責を許可する。 山形地方裁判所米沢支部 令和6年(フ)第563号 さいたま市見沼区染谷3丁目430番地1 社 会福祉法人瑞泉老人保健施設あすか、住民票 上の住所さいたま市岩槻区宮町1丁目10番12 号 特別養護老人ホーム千年の里 傾債務者 岩崎 康夫 1 決定年月日 令和7年3月10日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 傾債務者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係 令和5年(フ)第1678号 群馬県桐生市新里町新川2191番地2 傾債務者 竹越 昌宏 1 決定年月日 令和7年3月11日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 傾債務者について免責を許可する。 前橋地方裁判所桐生支部 令和5年(フ)第2358号 川崎市宮前区野川台1丁目5番4号 傾債務者 岸 誠一郎 1 決定年月日 令和7年3月11日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 傾債務者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部 令和5年(フ)第2699号 神奈川県綾瀬市深谷上5丁目23番50号 傾債務者 青山 朋宏 1 決定年月日 令和7年3月11日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 傾債務者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
--	---	---

令和6年(フ)第1969号

横浜市西区平沼1丁目18番7-705号、開始決定時の住所秋田県能代市二ツ井町字下野家後113番地6

破産者 村形由紀子

- 1 決定年月日 令和7年3月11日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第2295号

横浜市金沢区富岡東4丁目5番16号 サンライズテラス103

破産者 瀬尾 明宏

- 1 決定年月日 令和7年3月11日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第2396号

横浜市鶴見区元宮1丁目9番44号 大精ビル201号室

破産者 森忠 晃

- 1 決定年月日 令和7年3月11日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第147号

神奈川県厚木市岡田4丁目2番17号 中村ハイツ305

破産者 瀬尾 孝行

- 1 決定年月日 令和7年3月11日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和5年(フ)第11号

岐阜県岐阜市琴塚1丁目13番6号 Lesc hente 7 101号、住民票上の住所岐阜県下呂市萩原町羽根521番地1

破産者 都竹 雅之

- 1 決定年月日 令和7年3月11日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

岐阜地方裁判所高山支部破産係

令和5年(フ)第188号

神戸市西区井吹台西町4丁目41番地の5

破産者 朝比奈敏之

- 1 決定年月日 令和7年3月11日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所明石支部破産係

令和5年(フ)第266号

兵庫県明石市魚住町西岡520番地の9

破産者 平田 照和

- 1 決定年月日 令和7年3月11日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所明石支部破産係

令和6年(フ)第139号

兵庫県加古川市加古川町寺家町346番地の1 ヘリテージコート寺家町206号、開始決定時の住所兵庫県明石市大久保町松陰1119番地の4プレステージ明石大久保II-404号

破産者 今井 将博

- 1 決定年月日 令和7年3月11日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所明石支部破産係

令和6年(フ)第127号

山口市楠木町5番11-302号

破産者 古谷 武士

- 1 決定年月日 令和7年3月11日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

山口地方裁判所民事部破産係

令和5年(フ)第120号

福岡県嘉麻市下山田318番地6、開始決定時の住所北九州市門司区清瀧4丁目4番39号

破産者 小川康太郎

- 1 決定年月日 令和7年3月11日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

令和6年(フ)第1065号

堺市堺区向陵西町3丁3番13号

破産者 榎垣 宏孝

- 1 破産債権の届出期間 令和7年4月8日まで
 - 2 一般調査期日 令和7年5月29日午前11時30分
- 令和7年3月11日

大阪地方裁判所堺支部破産係

令和6年(フ)第304号

大阪府貝塚市堤147番地32、前住所大阪府和泉市葛の葉町1丁目5番19号

破産者 塩澤 彰吾

- 1 破産債権の届出期間 令和7年4月9日まで
 - 2 一般調査期日 令和7年6月9日午後1時30分
- 令和7年3月10日

大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和6年(フ)第1426号

札幌市北区新川4条8丁目9番17号

破産者 白取 秀人

- 1 破産債権の届出期間 令和7年4月11日まで
- 2 一般調査期日 令和7年5月14日午後1時30分

令和7年3月11日

札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第215号

長崎県長崎市城山台2丁目38番3号 市営城山台アパート3棟301号

破産者 城戸 修治

- 1 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで
- 2 一般調査期日 令和7年6月11日午前10時45分

令和7年3月12日

長崎地方裁判所民事部破産係

令和6年(フ)第221号

長崎県長崎市神ノ島町1丁目331番地49

破産者 辻田 匡昭

- 1 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで
 - 2 一般調査期日 令和7年6月6日午前11時
- 令和7年3月12日

長崎地方裁判所民事部破産係

令和6年(フ)第230号

長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷1155番地 長与グリーンマンション山下101号

破産者 天野 雅朗

- 1 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで
- 2 一般調査期日 令和7年6月11日午前10時30分

令和7年3月12日

長崎地方裁判所民事部破産係

令和6年(フ)第1882号

埼玉県和光市新倉3丁目16番9号

破産者 有限会社野尻合成樹脂製作所

- 1 破産債権の届出期間 令和7年4月18日まで
 - 2 一般調査期日 令和7年6月16日午前10時
- 令和7年3月10日

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和6年(フ)第115号

岐阜県大垣市長松町1271番地1 コーポシズンw i n 102、前住所岐阜県大垣市静里町684番地5

破産者 只野登美子

- 1 破産債権の届出期間 令和7年4月18日まで
- 2 一般調査期日 令和7年5月19日午後1時45分

令和7年3月12日

岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和6年(フ)第628号
神奈川県厚木市寿町3丁目14番4号 プチ201
破産者 阿部久美子
1 破産債権の届出期間 令和7年4月21日まで
2 一般調査期日 令和7年6月4日午前10時30分
令和7年3月12日
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和6年(フ)第128号
奈良県橿原市田中町404番地の1
破産者 東 友也
1 破産債権の届出期間 令和7年4月25日まで
2 一般調査期日 令和7年5月26日午前11時30分
令和7年3月11日
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和6年(フ)第1336号
京都市右京区西院乾町55番地1 京悠館405
破産者 真船 沙夏
1 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
2 一般調査期日 令和7年6月11日午前11時
令和7年3月12日
京都地方裁判所第5民事部破産係

債権者集会招集

令和6年(フ)第67号
大阪府泉北郡忠岡町馬瀬2丁目16番16-2号、開始決定時大阪府高石市綾園3丁目14番25-603号
破産者 細田 博久
1 期日 令和7年5月26日午後2時20分
2 会議の目的 財産状況報告、破産手続廃止に関する意見聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
令和7年3月4日
大阪地方裁判所第6民事部

書面による計算報告
次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならぬ。

令和6年(フ)第96号
宮崎県北諸県郡三股町大字宮村2827番地2
ステージア式番館101号、前住所宮崎県都城市牟田町14街区13号 エムズマンション403号室
破産者 西田 晃子(旧姓石田)
異議申述期間 令和7年4月23日まで
令和7年3月12日 宮崎地方裁判所都城支部

特別清算開始

令和7年(ヒ)第2017号
東京都千代田区丸の内3丁目4番1号新国際ビル4階415A
清算株式会社 株式会社しまだ
代表清算人 宮原 一東
1 決定年月日 令和7年3月7日
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

特別清算終結

令和6年(ヒ)第9号
静岡県焼津市東小川2丁目4番14号
清算株式会社 株式会社山政
1 決定年月日 令和7年3月7日
2 主文 本件特別清算手続を終結する。
静岡地方裁判所民事第2部

監督命令

令和7年(再)第1号
熊本県宇城市不知火町長崎4205番地3
再生債務者 熊本觀光開発株式会社
1 主文 再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2 監督委員 熊本市中央区西子飼町6番6号
野口法律事務所 弁護士 野口 敏史
令和7年3月6日
熊本地方裁判所民事第1部

決議に付する決定及び債権者集会招集

令和6年(再)第24号
東京都渋谷区宇田川町31番4号シノダビル6階
再生債務者 チル株式会社

1 決議に付する再生計画案 令和7年2月19日付け再生債務者提出の再生計画案
2 議決権行使の方法 債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3 債権者集会
(1) 期日 令和7年5月14日午前11時30分
(2) 会議の目的 再生計画案の決議
4 書面投票期間 令和7年5月6日まで
5 議決権不統一行使の通知期限 令和7年4月30日
令和7年3月6日 東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

令和6年(再)第1号
千葉県佐倉市大作1丁目6-8
再生債務者 南榮運輸株式会社
1 主文 本件再生手続を終結する。
2 理由の要旨 再生計画遂行
令和7年3月6日
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
小規模個人再生による再生手続開始

令和7年(再)第1号
栃木県芳賀郡芳賀町大字八ツ木83番地66
再生債務者 原田 康太
1 決定年月日時 令和7年3月11日午後4時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年4月1日まで
4 一般異議申述期間 令和7年4月15日から令和7年4月23日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

令和6年(再)第13号
千葉県木更津市請西南2丁目3番地5 スカイガーデン202号室
再生債務者 佐々木のぞみ
1 決定年月日時 令和7年3月11日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年4月1日まで
4 一般異議申述期間 令和7年4月15日から令和7年4月30日まで
千葉地方裁判所木更津支部

令和7年(再)第10号
神奈川県座間市相模が丘4丁目19番15号
再生債務者 田中 徳慧

1 決定年月日時 令和7年3月11日午前11時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年4月2日まで
4 一般異議申述期間 令和7年4月16日から令和7年4月23日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(再)第51号
名古屋市名東区高針5丁目1003番地の4
再生債務者 山口 一典
1 決定年月日時 令和7年3月11日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年4月1日まで
4 一般異議申述期間 令和7年4月8日から令和7年4月15日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再)第6号
北海道北広島市西の里東1丁目2番地8
再生債務者 中野 高志
1 決定年月日時 令和7年3月12日午後1時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年4月2日まで
4 一般異議申述期間 令和7年4月16日から令和7年4月23日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再)第22号
札幌市豊平区平岸1条6丁目1番30-308号
再生債務者 瀧澤 大夢
1 決定年月日時 令和7年3月12日午後1時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年4月2日まで
4 一般異議申述期間 令和7年4月16日から令和7年4月23日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再)第5号
北海道室蘭市天神町12番14号
再生債務者 中村 熙幸
1 決定年月日時 令和7年3月12日午前11時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年4月2日まで
4 一般異議申述期間 令和7年4月16日から令和7年4月23日まで
札幌地方裁判所室蘭支部再生係

令和7年(再イ)第10号

神奈川県足柄下郡湯河原町土肥4丁目13番地の4
再生債務者 鈴木 宣裕

- 1 決定年月日時 令和7年3月12日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月16日から令和7年4月23日まで

横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和7年(再イ)第7号

相模原市南区下溝2623番地16
再生債務者 濱 和成

- 1 決定年月日時 令和7年3月12日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月16日から令和7年4月23日まで

横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(再イ)第12号

静岡市清水区折戸2丁目6番1号
再生債務者 中村あかね

- 1 決定年月日時 令和7年3月12日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月11日から令和7年4月23日まで

静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第5号

山口県下関市彦島向井町1丁目8番18号
再生債務者 町田 佳子

- 1 決定年月日時 令和7年3月12日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月16日から令和7年4月23日まで

山口地方裁判所下関支部再生係

令和6年(再イ)第18号

愛媛県松山市堀江町甲1925番地4
再生債務者 宇都宮隆史

- 1 決定年月日時 令和7年3月12日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月9日から令和7年4月16日まで

松山地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第13号

愛媛県松山市居相4丁目17番6号 グランドカメリア101号
再生債務者 吉田 孝敏

- 1 決定年月日時 令和7年3月12日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月9日から令和7年4月16日まで

松山地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第6号

福岡県久留米市東合川6丁目2番16-205号
再生債務者 永田 諭生

- 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月10日から令和7年4月17日まで

福岡地方裁判所久留米支部個人再生係

令和6年(再イ)第39号

福岡県久留米市長門石2丁目2番12-403号
再生債務者 権藤三千代(旧姓久間)

- 1 決定年月日時 令和7年3月7日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月14日から令和7年4月21日まで

福岡地方裁判所久留米支部個人再生係

令和7年(再イ)第5号

福岡県いわき市内郷高坂町1丁目91番地の11
再生債務者 鈴木 好裕

- 1 決定年月日時 令和7年3月10日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月7日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月21日から令和7年4月28日まで

福島地方裁判所いわき支部

令和6年(再イ)第78号

大阪府岸和田市松風町21番3号
再生債務者 アクシスこと 築澤 孝志

- 1 決定年月日時 令和7年3月10日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月7日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月14日から令和7年4月21日まで

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和6年(再イ)第145号

神戸市垂水区狩口台4丁目41番403号
再生債務者 麻田 和貴

- 1 決定年月日時 令和7年3月10日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月7日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月14日から令和7年4月28日まで

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和6年(再イ)第43号

奈良市法華寺町371番地の16
再生債務者 里 旨人

- 1 決定年月日時 令和7年3月10日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月7日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月15日から令和7年4月30日まで

奈良地方裁判所

令和6年(再イ)第45号

奈良県香芝市下田東1丁目322番地1
再生債務者 家田 昌紀

- 1 決定年月日時 令和7年3月10日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月7日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月14日から令和7年4月28日まで

奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和7年(再イ)第5号

福岡県飯塚市中863番地
再生債務者 木下 裕将

- 1 決定年月日時 令和7年3月10日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月7日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月14日から令和7年4月21日まで

福岡地方裁判所飯塚支部個人再生係

令和7年(再イ)第1号

茨城県稻敷市本新114番地
再生債務者 尾形 昌寛

- 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月22日から令和7年5月13日まで

水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

令和7年(再イ)第6号

埼玉県深谷市上野台2225番地2
再生債務者 長澤 聰

- 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月22日から令和7年5月13日まで

さいたま地方裁判所熊谷支部

令和6年(再イ)第70号

川崎市市川崎区大師河原2丁目5番17-606号
海岸通り・ファミーユII

再生債務者 佐藤 大介

- 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月22日から令和7年5月7日まで

横浜地方裁判所川崎支部破産係

<p>令和6年(再イ)第91号 川崎市高津区久末462番地4 オセアン日吉台グリーンヒルズ 701 再生債務者 橋口 泰幸 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月22日から令和7年5月7日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係</p> <p>令和7年(再イ)第2号 山梨県韮崎市龍岡町下條南割1183番地2 再生債務者 本多 利昭 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月22日から令和7年5月13日まで 甲府地方裁判所民事部破産係</p> <p>令和7年(再イ)第7号 静岡県富士市石坂323番地の13 再生債務者 杉澤 寛人 1 決定年月日時 令和7年3月11日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月15日から令和7年4月25日まで 静岡地方裁判所富士支部破産係</p> <p>令和7年(再イ)第14号 大阪市港区夕風1丁目9番4号 シティパレス朝潮橋Part III 403号 再生債務者 長沼 寿 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月11日から令和7年4月25日まで 大阪地方裁判所第6民事部</p> <p>令和7年(再イ)第6号 大阪府岸和田市上町27番10号 再生債務者 船尾 直功 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。</p>	<p>3 再生債権の届出期間 令和7年4月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月15日から令和7年4月30日まで 大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係</p> <p>令和7年(再イ)第13号 大阪府岸和田市箕土路町1丁目7番19-102号 再生債務者 福田 優衣(旧姓平林) 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月22日から令和7年5月13日まで 大分地方裁判所民事第1部破産再生係</p> <p>令和7年(再イ)第4号 群馬県太田市市場町1121番地18 再生債務者 日野 充 1 決定年月日時 令和7年3月12日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月23日から令和7年5月14日まで 前橋地方裁判所太田支部</p> <p>令和6年(再イ)第151号 横浜市都筑区荏東2丁目5番6号 再生債務者 倉内 貴治 1 決定年月日時 令和7年3月12日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月23日から令和7年5月30日まで 横浜地方裁判所第3民事部再生係</p> <p>令和7年(再イ)第17号 横浜市中区小港町1丁目1番地2 ビュー コート小港9号棟809号室 再生債務者 藤由 竜司 1 決定年月日時 令和7年3月12日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月23日から令和7年4月30日まで 横浜地方裁判所第3民事部再生係</p>	<p>令和7年(再イ)第7号 川崎市幸区小向西町4丁目26番地1 グランイーグル鹿島田V 503 再生債務者 宇佐美裕基 1 決定年月日時 令和7年3月12日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月23日から令和7年5月7日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係</p> <p>令和7年(再イ)第2号 石川県七尾市本府中町20番3 エレーヌ桜館102号室 再生債務者 藤住満喜子 1 決定年月日時 令和7年3月12日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月23日から令和7年5月14日まで 金沢地方裁判所七尾支部</p> <p>令和7年(再イ)第6号 長野県塩尻市大字長畠50番地1 再生債務者 保高 勉 1 決定年月日時 令和7年3月12日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月23日から令和7年4月30日まで 長野地方裁判所松本支部</p> <p>令和7年(再イ)第17号 兵庫県姫路市野里147番地 野里団地6-404 再生債務者 松本 直哉 1 決定年月日時 令和7年3月12日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月23日から令和7年5月14日まで 神戸地方裁判所姫路支部</p>
---	--	---

令和7年（再イ）第4号
 兵庫県たつの市神岡町奥村28番地1
 再生債務者 三枝 大之

- 1 決定年月日時 令和7年3月12日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月16日から令和7年4月30日まで

神戸地方裁判所龍野支部個人再生係

令和7年（再イ）第5号
 徳島県鳴門市大麻町市場字川向一1番地2
 アネーロ1-101
 再生債務者 渡邊 裕文

- 1 決定年月日時 令和7年3月12日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月23日から令和7年4月30日まで

徳島地方裁判所民事部

令和7年（再イ）第7号
 佐賀市大和町大字久池井2032番地14
 再生債務者 篠原貴誉士

- 1 決定年月日時 令和7年3月12日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月23日から令和7年4月30日まで

佐賀地方裁判所民事部破産係

令和7年（再イ）第10号
 宮崎市佐土原町下那珂4518番地14
 再生債務者 高山 裕絵

- 1 決定年月日時 令和7年3月12日午後1時30分
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月23日から令和7年5月1日まで

宮崎地方裁判所民事部個人再生係

令和7年（再イ）第7号
 栃木県下野市柴833番地6
 再生債務者 白戸 貴子

1 決定年月日時 令和7年3月11日午前10時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年4月10日まで
4 一般異議申述期間 令和7年4月24日から令和7年5月1日まで

宇都宮地方裁判所栃木支部

令和7年(再イ)第8号

栃木県下野市柴833番地6
再生債務者 白戸 透

1 決定年月日時 令和7年3月11日午前10時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年4月10日まで
4 一般異議申述期間 令和7年4月24日から令和7年5月2日まで

宇都宮地方裁判所栃木支部

小規模個人再生による書面決議に付する決定

令和5年(再イ)第268号

神奈川県藤沢市石川4丁目6番地の1
再生債務者 藤田 武志

1 決議に付する再生計画案 令和7年2月5日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年3月
24日まで
令和7年3月10日

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和6年(再イ)第173号

神奈川県高座郡寒川町中瀬6番5号
再生債務者 坂本 好行

1 決議に付する再生計画案 令和7年2月12日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年3月
24日まで
令和7年3月10日

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和6年(再イ)第108号

横浜市都筑区中川1丁目17番11号 303
再生債務者 松田 健人

1 決議に付する再生計画案 令和7年3月3日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年3月
25日まで
令和7年3月11日

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和6年(再イ)第171号
横浜市磯子区岡村8丁目21番19-215号
再生債務者 伊藤 音初

1 決議に付する再生計画案 令和7年1月28日
付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年3月
25日まで
令和7年3月11日

横浜地方裁判所第3民事部再生係
令和6年(再イ)第252号
横浜市磯子区滝頭1丁目6番75号
再生債務者 吉田 清

1 決議に付する再生計画案 令和7年3月5日
付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年3月
25日まで
令和7年3月11日

横浜地方裁判所第3民事部再生係
令和6年(再イ)第274号
横浜市栄区飯島町1716番地7
再生債務者 菊地 勝博

1 決議に付する再生計画案 令和7年2月18日
付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年3月
25日まで
令和7年3月11日

横浜地方裁判所第3民事部再生係
令和6年(再イ)第24号
茨城県猿島郡境町2073番地27
再生債務者 高林 一則

1 決議に付する再生計画案 令和7年2月27日
付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年3月
26日まで
令和7年3月12日 水戸地方裁判所下妻支部
令和7年(再イ)第1号
千葉市中央区仁戸名町250番地18
再生債務者 岩永 容江

1 決議に付する再生計画案 令和7年3月5日
付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年3月
28日まで
令和7年3月11日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(再イ)第172号
埼玉県川口市柳根町22番3号
再生債務者 鈴木 太
1 決議に付する再生計画案 令和7年3月7日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年3月
31日まで
令和7年3月10日
さいたま地方裁判所第3民事部

令和6年(再イ)第212号
千葉市緑区おゆみ野2丁目3番地8 カサイ
ビル301号
再生債務者 辻 義則
1 決議に付する再生計画案 令和7年3月7日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年3月
31日まで
令和7年3月12日
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(再イ)第114号
仙台市宮城野区福室7丁目14番21号
再生債務者 佐藤 信廣
1 決議に付する再生計画案 令和7年3月6日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月
1日まで
令和7年3月11日
仙台地方裁判所第4民事部

令和6年(再イ)第36号
栃木県栃木市藤岡町蛭沼1796番地2
再生債務者 大橋 英夫
1 決議に付する再生計画案 令和7年3月5日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月
1日まで
令和7年3月11日
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和6年(再イ)第88号
静岡市駿河区小鹿843番地の13
再生債務者 大坪 豊
1 決議に付する再生計画案 令和7年2月17日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月
1日まで
令和7年3月11日
静岡地方裁判所民事第2部

令和6年(再イ)第124号 宮城県名取市相互台3丁目4番地の5 再生債務者 石川 秀一 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月10日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 2日まで 令和7年3月12日 仙台地方裁判所第4民事部	令和6年(再イ)第94号 愛知県豊田市花園町五反田14番地1 ゴタン ダビラⅡ 201号 再生債務者 武山 弘樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月4日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 2日まで 令和7年3月12日 名古屋地方裁判所岡崎支部	令和6年(再イ)第38号 奈良県北葛城郡上牧町下牧3丁目8番72号 再生債務者 中脇 悠揮 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月14日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 4日まで 令和7年3月7日 奈良地方裁判所葛城支部破産係	令和6年(再イ)第556号 大阪市東淀川区小松3丁目11番14号 再生債務者 松永 恒子 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 8日まで 令和7年3月11日 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(再イ)第15号 宮城県加美郡加美町四日市場字羽引田11番地 再生債務者 浅野 福生 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月4日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 2日まで 令和7年3月12日 仙台地方裁判所古川支部個人再生係	令和6年(再イ)第28号 佐賀県神埼市千代田町直鳥1172番地 再生債務者 坂井 英二 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月14日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 2日まで 令和7年3月12日 佐賀地方裁判所民事部破産係	令和6年(再イ)第39号 静岡県富士市松岡1302番地の11 再生債務者 福島 千寛 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月21日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 8日まで 令和7年3月11日 静岡地方裁判所富士支部破産係	令和6年(再イ)第580号 大阪市東淀川区豊新1丁目13番20号 プレ アール上新庄Ⅳ 202号 再生債務者 原田 誠 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月5日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 8日まで 令和7年3月11日 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(再イ)第27号 茨城県守谷市松前台3丁目25番地26 再生債務者 福田 靖子 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月17日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 2日まで 令和7年3月12日 水戸地方裁判所龍ヶ崎支部	令和6年(再イ)第43号 佐賀県小城市牛津町牛津23番地10 再生債務者 坂本 卓矢 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月12日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 2日まで 令和7年3月12日 佐賀地方裁判所民事部破産係	令和6年(再イ)第452号 大阪府枚方市北中振1丁目4番3号 再生債務者 中川 弘基 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月6日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 8日まで 令和7年3月11日 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年(再イ)第69号 大阪府泉佐野市日根野1473番地の3 再生債務者 野村 英人 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 8日まで 令和7年3月11日 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(再イ)第27号 千葉県山武郡芝山町宝馬93番地220 再生債務者 木川 知明 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月6日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 2日まで 令和7年3月12日 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係	令和6年(再イ)第17号 北海道小樽市花園4丁目18番4号 再生債務者 濱崎 豊史 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月25日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 3日まで 令和7年3月6日 札幌地方裁判所小樽支部	令和6年(再イ)第479号 大阪市住吉区我孫子2丁目6番3号 ハイツ ハルミ402号 再生債務者 谷 智弘 1 決議に付する再生計画案 令和7年1月30日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 8日まで 令和7年3月11日 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年(再イ)第22号 沖縄県島尻郡久米島町字島尻16番地 再生債務者 江洲 正登 1 決議に付する再生計画案 令和7年1月28日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 8日まで 令和7年3月11日 大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係
令和6年(再イ)第79号 愛知県額田郡幸田町大字野場字井戸田127番地 再生債務者 梅村 充 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月5日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 2日まで 令和7年3月12日 名古屋地方裁判所岡崎支部	令和6年(再イ)第86号 大阪府泉大津市東雲町11番4-2号 再生債務者 細田 竜哉 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月4日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 4日まで 令和7年3月7日 大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係	令和6年(再イ)第515号 大阪市平野区長吉長原東2丁目8番36-1111 号 再生債務者 長瀬 有紀 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 8日まで 令和7年3月11日 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年(再イ)第201号 札幌市白石区東札幌2条3丁目3番6号 B AN東札幌102号 再生債務者 熊野 彰俊 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月27日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 9日まで 令和7年3月12日 札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(再イ)第50号	福井県坂井市三国町安島2丁目316番地 再生債務者 上山 正樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月6日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 9日まで 令和7年3月12日 福井地方裁判所
令和6年(再イ)第51号	福井県坂井市三国町安島2丁目316番地 再生債務者 上山絵理子 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月6日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 9日まで 令和7年3月12日 福井地方裁判所
令和6年(再イ)第28号	群馬県太田市古戸町1160番地1 再生債務者 フェラレジ タナカ サマラ 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月26日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 11日まで 令和7年3月12日 前橋地方裁判所太田支部
令和6年(再イ)第23号	長崎県佐世保市指方町1750番地1 再生債務者 長与 洋平 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月21日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年3 月27日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 3日まで 令和7年3月6日 長崎地方裁判所佐世保支部
令和6年(再イ)第15号	福岡県飯塚市伊川45番地3 再生債務者 吉野 正光 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月21日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年3 月31日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年3月 31日まで 令和7年3月10日 福岡地方裁判所飯塚支部個人再生係

令和6年(再イ)第109号	兵庫県姫路市北原495番地9 再生債務者 cafe cakr aこと 長尾 秀太 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月7日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4 月1日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 8日まで 令和7年3月11日 神戸地方裁判所姫路支部
令和6年(再イ)第100号	岡山市東区西大寺上3丁目1番6-404号 再生債務者 坂井 麻紀 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月27日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4 月1日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 1日まで 令和7年3月11日 岡山地方裁判所第3民事部
令和6年(再イ)第104号	岡山市中区山崎220番地4 再生債務者 岡本 浩司 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月28日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4 月1日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 1日まで 令和7年3月11日 岡山地方裁判所第3民事部
令和6年(再イ)第120号	岡山市南区芳泉4丁目12番32号 B101 再生債務者 國橋 洋洋 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月25日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4 月1日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 1日まで 令和7年3月11日 岡山地方裁判所第3民事部
令和6年(再イ)第22号	新潟県見附市南本町2丁目14番8号 再生債務者 吉田 貴志 1 決議に付する再生計画案 令和7年1月20日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4 月2日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 2日まで 令和7年3月12日 新潟地方裁判所長岡支部再生係
令和6年(再イ)第34号	長崎県長崎市深堀町4丁目58番地6 再生債務者 橋口 光彦 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月27日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4 月2日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 2日まで 令和7年3月12日 長崎地方裁判所民事部個人再生係
令和6年(再イ)第1号	熊本県阿蘇郡高森町大字高森1706番地 天神 宿舎203 再生債務者 北野 一美 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月3日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4 月8日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 8日まで 令和7年3月11日 熊本地方裁判所阿蘇支部個人再生係
令和6年(再イ)第27号	青森県黒石市袋井2丁目59番地1 サイド ウォーク101号 再生債務者 深澤光太郎 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月7日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4 月9日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 9日まで 令和7年3月12日 青森地方裁判所弘前支部
令和6年(再イ)第12号	新潟県燕市水道町4丁目6番12号 再生債務者 小林 和也 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月20日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4 月9日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 9日まで 令和7年3月12日 新潟地方裁判所三条支部
令和6年(再イ)第32号	愛媛県伊予郡松前町大字浜229番地4 コー ボヤマキA305 再生債務者 緒方 譲 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月11日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4 月9日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 9日まで 令和7年3月12日 松山地方裁判所民事部
令和6年(再イ)第35号	愛媛県松山市竹原2丁目1番53号 エバーグ リーン松山2-511号 再生債務者 濱口 忠与 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月7日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4 月9日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 9日まで 令和7年3月12日 松山地方裁判所民事部
令和6年(再イ)第9号	青森県上北郡おいらせ町鶴久保33番地42 再生債務者 佐々木浩之 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月7日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4 月10日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 10日まで 令和7年3月11日 青森地方裁判所十和田支部

給与所得者等再生による再生手続開始

令和7年(再口)第2号

北海道苫小牧市澄川町5丁目12番25号
再生債務者 白濱 和幸

- 1 決定年月日時 令和7年3月12日午前10時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月16日から令和7年4月23日まで

札幌地方裁判所苫小牧支部

令和7年(再口)第1号

大阪府阪南市鳥取中488番地の14
再生債務者 阿南 直義

- 1 決定年月日時 令和7年3月7日午後1時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月11日から令和7年4月25日まで

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和7年(再口)第2号

岡山県和気郡和気町和気592番地9
再生債務者 江尻 大将

- 1 決定年月日時 令和7年3月11日午前11時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月7日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月15日から令和7年4月25日まで

岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(再口)第1号

京都府南丹市園部町木崎町東川端18番地1
メゾンクロシェ102号

- 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後3時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月15日から令和7年4月25日まで

京都地方裁判所園部支部再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

令和5年(再口)第4号

静岡県富士市松岡1217-2 レオパレス
カーサ ドマーンⅡ117号

再生債務者 重光 栄

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和6年11月21日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和7年4月8日まで
令和7年3月11日

静岡地方裁判所富士支部破産係

令和6年(再口)第36号

大阪府高槻市日向町15番14号

再生債務者 森 裕生

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年3月7日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和7年4月8日まで
令和7年3月11日

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(再口)第1号

北海道帯広市西11条南27丁目24番地 タウン
11A-VI

再生債務者 小笠原裕記

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年3月11日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和7年4月9日まで
令和7年3月12日

釧路地方裁判所帯広支部再生係

令和6年(再口)第5号

山口県防府市大字新田1046番地の11

再生債務者 福田 裕則

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年3月3日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和7年4月9日まで
令和7年3月12日

山口地方裁判所

給与所得者等再生による再生計画認可

令和5年(再口)第3号

金沢市三社町8番15号

再生債務者 奥野 純一

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年2月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月12日 金沢地方裁判所民事部

令和6年(再口)第6号

神奈川県藤沢市高倉2308番地の1 プリオーレ湘南長後301

再生債務者 小林 克彦

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年2月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月11日

横浜地方裁判所第3民事部再生係

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の建物について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和6年(チ)第2号

長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉5416番地1

申立人 遠山 寛

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 東京都大田区大森西2丁目29番1号

所有者 森 信太郎

届出期間満了日 令和7年5月30日

令和7年3月10日 長野地方裁判所佐久支部

(別紙) 物件目録

所在 北佐久郡軽井沢町大字長倉字借宿

地番 5416番2

地目 畑

地積 315平方メートル

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の建物について所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和6年(チ)第9号

北海道旭川市豊岡六条5丁目6番9号

申立人 増井 達己

住所・居所 不明

(最後の住所) 静岡県焼津市三右衛門新田122番地の1

所有者 増井 春美

届出期間満了日 令和7年5月12日

令和7年3月11日 静岡地方裁判所

(別紙) 物件目録

所在 烧津市三右衛門新田字永久保122番地1

家屋番号 122番1

種類 居宅

構造 軽量鉄骨造鉛メッキ鋼板葺平家建

床面積 51.37平方メートル

会社その他のお知らせ

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しては解散するにいたしました。効力発生日は令和7年5月1日であり、甲は会社法第296条第1項、乙は同第274条第1項に基づき株主総会の承認決議を経て合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、乙の合併により甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終清算対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <https://www.toyoknife.co.jp/>

(乙) 揭載紙 官報

掲載日 令和7年11月11日

掲載頁 第501頁(号外第19号)

令和7年11月11日

宮城県富谷市富谷日漁114番地1

(甲) 東洋刃物株式会社

代表取締役 大石純一郎

宮城県宮城郡利府町しらかし台1丁目11番5

(乙) 株式会社オオハラ

代表取締役 鈴木 善幸

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千八百五十万四千円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和7年2月27日

掲載頁 四頁

令和7年3月21日

東京都千代田区大手町一丁目五番一号大手町ファーストスクエアスクエアタワー四F

株式会社Y4.c.com 代表取締役 安嶋 幸直

資本金の額の減少公告

当社は、令和7年2月27日

令和7年3月21日

東京都千代田区大手町一丁目五番一号大手町ファーストスクエアスクエアタワー四F

株式会社Y4.c.com 代表取締役 安嶋 幸直

資本金の額の減少公告

当社は、令和7年3月31日開催予定の当社

株主総会において、資本金の額を九千三百七十五万円、資本準備金の額を九千三百七十五万円増加することが決議される第三者割当増資の効力が令和7年3月30日に発生することを条件として、資本金の額を九千三百七十五万円減少して一億円とし、減少分をその他資本剰余金に振り替えることに致しました。

効力発生日は令和7年5月30日であり、取締役会の決議は令和7年4月1日に予定をしております。資本金の額の増額と同時に使う資本金の額の減少のため、効力発生日後の資本金の額は同日前を下回ることはなく、株主総会の決議を経ずに決定予定です。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報

掲載の日付 令和6年6月22日

令和7年3月21日

東京都千代田区三番町八番地一

データスタジアム株式会社 代表取締役社長 石澤 健史

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を八億九千六十九万四千五百六円減少し〇円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和7年3月21日

静岡県磐田市西平松字西新田二・三八番地三

株式会社R.C.Sホールディングス 代表取締役 竹澤 秀夫

掲載の日付 令和7年2月27日

掲載頁 四頁

令和7年3月21日

東京都千代田区大手町一丁目五番一号大手町ファーストスクエアスクエアタワー四F

株式会社Y4.c.com 代表取締役 安嶋 幸直

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億七千七百万円、資本準備金の額を六億七千六百九十五万円減少し、それぞれ一億円、〇円とするにいたしました。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年3月21日

東京都千代田区大手町一丁目五番一号大手町ファーストスクエアスクエアタワー四F

株式会社Y4.c.com 代表取締役 安嶋 幸直

確定した最終事業年度はありません。

令和7年3月21日

大阪市中央区南船場二丁目五番二号クリスタルファイブビル A S 6-2 4 0 1 株式会社 代表取締役 宮内 俊治

基準日設定につき通知公告

当社は、令和7年4月7日を基準日と定め、同

日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、そ

の所有する株式一株を五十株とする株式分割によ

り株式の割当てを受ける株主と定めましたので公

告します。

令和7年3月21日

北海道帯広市新町東十二丁目一六番地

ボトルショック株式会社 代表取締役 米本 登

基準日設定につき通知公告

当社は、令和7年4月7日を基準日と定め、同

日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、そ

の所有する株式一株を五十株とする株式分割によ

り株式の割当てを受ける株主と定めましたので公

告します。

令和7年3月21日

福岡県北九州市小倉北区金田二丁目八番三

○号アースコート小倉金田二〇六野上裕貴 法律事務所 代理人弁護士 福原 栄司

基準日設定につき通知公告

当社は、令和7年4月7日を基準日と定め、同

日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、そ

の所有する株式一株を五十株とする株式分割によ

り株式の割当てを受ける株主と定めましたので公

告します。

令和7年3月21日

東京都品川区旗の台二丁目一番四号 戸高興業株式会社 代表取締役 戸高 克彦

基準日設定につき通知公告

当社は、令和7年4月7日付で株券を発行する

旨の定款の定めを廃止することにいたしましたの

で公告します。

令和7年3月21日

東京都品川区旗の台二丁目一番四号 戸高興業株式会社 代表取締役 戸高 克彦

基準日設定につき通知公告

当社は、令和7年4月7日付で株券を発行する

旨の定款の定めを廃止することにいたしましたの

で公告します。

令和7年3月21日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京 共同会計事務所内 取締役 高山 知也

基準日設定につき通知公告

当社は、令和7年4月7日付で株券を発行する

旨の定款の定めを廃止することにいたしましたの

で公告します。

令和7年3月21日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京 共同会計事務所内 取締役 高山 知也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三十二億円減少する

ことにいたしました。

この決定に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとお

りです。

https://www.ko-koku.jp/jr/s04711-7pw0n/

令和7年3月21日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京 共同会計事務所内 取締役 高山 知也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三十三億三千四十万

円減少することにいたしました。

この決定に異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及

び損益計算書の要旨は令和6年10月4日付官報の

号外第二三三号八十二頁に掲載されています。

令和7年3月21日

東京都中央区八重洲二丁目二番一号 G L P J a p a n D H 4 特定目的会社 取締役 名古路秀和

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に

基づき、優先資本金の額を金二十八億八千六百八

十四万円減少することにいたしました。

この決定に異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和7年3月21日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京 共同会計事務所内 取締役 高山 知也

訂正公告

当社は、宇宙開拓事業法務局日光

支局に係る工場財團公告中「丁半額(半額を算入)及び譲り受け、譲り受けたもの」であるは「譲り受け、譲り受けたもの」の誤りにつき訂正します。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp

令和7年3月21日 東京都目黒区洗足二丁目一六番二九号 特定目的会社 S H T 天戸町 八番二九一七〇一号 取締役 関口三枝子

令和7年3月21日 本籍福岡県北九州市門司区錦町五番地一、最

後の住所福岡県北九州市八幡東区中央二丁目 八番二九一七〇一号

令和7年3月21日 青森県弘前市代官町八一シティプラザ 代官町B一〇二 限定期承認者 中道 勇揮

令和7年3月21日 東京都目黒区洗足二丁目一六番二九号 特定目的会社 S H T 天戸町 八番二九一七〇一号 取締役 関口三枝子

令和7年3月21日 本籍青森県むつ市金谷二丁目一二番、最後の 戸高興業株式会社 代表取締役 戸高 克彦

令和7年3月21日 本籍青森県むつ市金谷二丁目一二番、最後の 戸高興業株式会社 代表取締役 戸高 克彦